第四次栗東市就労支援計画

令和３（２０２１）年３月

栗東市

目　　次

序章　第四次栗東市就労支援計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第１章　栗東市就労支援計画の基本的な考え方

１．基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２．目的 ・・２
３．位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４．対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
５．就労阻害要因や就労に関して求められていることの概要・・・・・・・・・・・・３
６．期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
７．計画の推進に向けた各機関等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
⑴本市の役割
⑵国及び県に期待する役割
⑶企業・事業所に期待される役割
⑷学校・教育機関・少年センター等に期待される役割
⑸その他関係機関や地域社会などに期待される役割

第２章　栗東市の雇用・就労状況

１．雇用・就労の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
⑴市民の雇用・就労の状況
⑵就職困難者等の状況
⑶就労相談者数の状況
２．就労に関する本市の各種計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
⑴第六次栗東市総合計画
⑵第３期栗東市障がい者基本計画
⑶第６期栗東市障がい福祉計画
⑷第２期栗東市子ども・子育て支援事業計画
⑸栗東市人権擁護計画
⑹栗東市自殺対策計画
⑺第３期栗東市地域福祉計画
３．対象者別の各種施策等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
４．第三次栗東市就労支援計画の取り組み成果と問題点および新たな課題・・・・２５

第３章　就労支援の基本方針

１．基本的な展開方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
⑴就労相談・支援体制の確立
⑵新たな制度・取り組みの促進
⑶企業・事業所との連携の強化
２．就労支援事業の推進段階の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
⑴第１段階（相談・調整）
⑵第２段階（情報提供・プラン作成・個別ケース検討会議）
⑶第３段階（実施・フォロー）
３．就労支援機能・役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
⑴就労支援に関わる相談窓口
⑵企業・事業所との連携
⑶個別ケース検討会議
⑷就労支援事業推進会議
４．就労支援施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
⑴就労を関係機関等が一体となって支える事業
⑵就労の実現に向けて当事者が自らの能力を高める事業
⑶就労の機会・場を確保、創出するために必要な事業

資料

１．用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
２．策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
３．滋賀県の雇用・就労状況、就職困難者等の状況・・・・・・・・・・・・・５０
４．関連法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２
５．就労に関する相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６８

序章　第四次栗東市就労支援計画の策定にあたって

働くこと（雇用・就労）は、市民一人ひとりが自由で豊かな生活を送るために必要な経済的自立の実現に不可欠な手段だけでなく、自己実現や社会参画、生きがいづくりなどに関わる重要な基本的人権の一つです。

本市では、働く意欲がありながら、物理的・心理的・社会的な就労を妨げるさまざまな要因を抱える人たちの就労を促進するため、平成 17（2005）年 7 月に「栗東市就労支援計画」を策定しました。平成 23（2011）年 3 月には「第二次栗東市就労支援計画」、平成 29（2017）年 3 月には「第三次栗東市就労支援計画」を策定し、計画に基づく相談窓口の設置や支援体制を整備するなど、就職困難者等の就労に向けて取り組みを進めてきました。

この間、就労者を取り巻く雇用状況は時代を反映して大きく変遷し、障害者法定雇用率の引き上げにより、滋賀県の民間企業における障害者雇用率および実雇用数が増加するなど、障がい者の労働環境は前進傾向にあるといえます。

その一方で、リーマンショックの影響を受けて急速に悪化した雇用状況は一時の厳しさから脱して回復傾向にありましたが、新型コロナウィルス感染症拡大の影響を受け、行き先の見えない状況下が続く事態となっており、就労阻害要因を抱えた人々の求職活動は以前にも増して厳しい状況にあります。

また、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行い、現在もさまざまな課題に直面している就職氷河期世代や、発達障がいのある方への就労支援が課題にあります。そのほか、80 代の親世代が 50 代の子どもの生活を支える 8050 問題の背景には、子どものひきこもりや精神疾患、障がい、介護など複数の要因を抱えていることが多く、就労を阻害する要因の多様化に伴い複合的な支援が必要とされているなど新たな課題もあります。

日々変遷する雇用状況に対応するため、湖南地区４市（草津市・守山市・栗東市・野洲市）の連携・協力により平成 18（2006）年に設置された「湖南就労サポートセンター」は、職業紹介ニーズの多様化や運営体制による新規事業展開が困難であることなどから、令和 2（2020）年 3 月末に閉所となりました。同センターで行っていた事業のうち、就労支援相談員等を対象とした実践講座やスーパービジョンは、湖南地区職業対策連絡協議会へ引き継ぎ、就労支援連絡会議と湖南就労サポートセンターで実施した事業所アンケート結果の分析と活用は、各市にて継続するなど各関係機関において引き継ぐ形に整えられました。

これらに対応するため、本市においてはこれまでの取り組みや、新たな課題に向けての対応等を踏まえながら、引き続き就職困難者等の就労促進を図るために、「第四次栗東市就労支援計画」を策定しました。

第１章　栗東市就労支援計画の基本的な考え方

１．基本理念

就職困難者等の就労支援を図るため、第三次栗東市就労支援計画の基本理念を踏襲し、第四次栗東市就労支援計画においても次のような基本理念を設定しました。

『本人の意欲と能力に応じて、働くことのできる社会の実現をめざす』

働く意欲のある市民が、生きがいや生活に必要な糧を得ることができる“就労”に携わり、それぞれが持っている個性や能力、技能や技術、経験などを活かして自己実現の一つの手段として取り組み、就労という基本的人権を尊重する社会の実現をめざします。

２．目的

第四次栗東市就労支援計画は、働く意欲がありながら、物理的・心理的・社会的な就労を妨げるさまざまな要因を抱える人（以下「就職困難者等」といいます）の就労促進に向けて、国や県をはじめ、関係機関や団体等と連携・協力し、企業・事業所等の理解や協力を得ながら、基本的な権利である就労を促進するとともに、より多くの人々が働き、自立し、自己実現や社会参加することを通じて、活力ある社会を確立すること、そして SDGs（Sustainable Development Goals　持続可能な開発目標）の理念に基づき、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現を目指します。

令和 12(2030)年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」

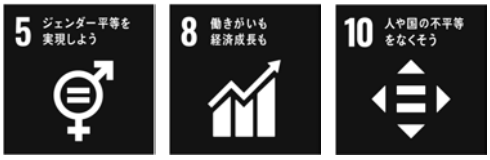

関連性が強い 3 つのゴール

３．位置づけ

本計画は、本市まちづくりの最上位計画である「第六次栗東市総合計画」等に基づき、本市の就労支援施策の最上位の計画として、関連する諸計画との整合性を図りつつ、国および県、関係機関等の協力を経て推進していくものとします。

４．対象者

本計画は、次のような「就職困難者等」を対象としています。

⑴ 働く意欲がありながら、「障がい」（身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病等）があり働くことができていない人
⑵ 働く意欲がありながら、子育てのため働くことができていないひとり親（母子・父子）家庭の保護者
⑶ 働く意欲がありながら、出身地に対する歴史的・社会的な偏見などの理由により働くことができていない人
⑷ 働く意欲がありながら、希望する職に就けないなどの理由により働くことができていない学卒無業者・若年者
⑸ 働く意欲がありながら、国籍に対する社会的な偏見、言葉や社会風習など、コミュニケーションの問題などのために安心して働くことができていない外国人
⑹ 上記以外で、働く意欲がありながら就労支援を必要とする人や、現在働いているものの待遇や労働条件などに困難な課題がある人（不安定就労者・就職氷河期世代・生活困窮者等）

５．就労阻害要因や就労に関して求められていることの概要

主な就労阻害要因や就労支援に関して求められていることとしては次のようなことがあげられます。

〈就職困難者等全般〉

◇就労阻害要因◇

・ 企業が就職困難者等の能力を把握しきれておらず、職域が十分に開拓されていない。
・ 働く場が不足している。
・ 就労に向けて働くことができる企業実習（職場体験）や、トライアル雇用を実施している企業が少ない。
・ コミュニケーション、ソーシャルスキルを苦手とする就職困難者等が多く、対人関係の構築が不得手である。
・ 家庭環境などを含む複合的要因を抱えている。
・ 就職困難者等に対して偏見や理解不足がある。
・ 就業時間、業種、環境において多様化する働き方のニーズに事業所が対応できていない。

◇求められていること◇

・ 対象者に寄り添ったプランを作成するとともに、就職困難者等が抱える阻害要因の解消に向けた支援や協力が必要である。
・ 国や県が実施する就職困難者等の雇用施策について、更なる周知が求められる。
・ 就職困難者等の技術・技能の習得・向上や、資格取得に向けた支援が必要である。
・ 福祉的事業所へのアウトソーシングや業務の発注、自主製品の購入などの拡充が、社会全体に求められている。
・ 企業・事業所や地域社会における人権問題への更なる理解が求められている。
・ 外部機関を含む就労支援に関わる関連部署間のより緊密な情報共有と連絡体制の構築化、有効な就労支援システムづくりが必要である。
・ 多様な企業実習（職場体験）の受け入れを企業・事業所に求める必要がある。
・ 生活面やメンタル面でのサポート、伴走型支援が必要とされることがある。
・ 対象者のコミュニケーション能力やソーシャルスキルの向上が求められる。
・ 就職困難者等が就労を継続するため雇用先企業や関係機関と連携を図り、定着に向けたフォローアップなどの支援が求められる。
・ 相談内容の多様化に伴い、相談員の知識および資質を向上させる研修への参加や、内容を工夫した実践講座などの継続した取り組みが重要である。
・ 職業観・職業意識の向上を図る必要がある。
・ 相談者の情報は、栗東市個人情報保護条例に基づき慎重に取り扱わなければならない。

〈障がい者〉

◇就労阻害要因◇

・ 障がい特性と仕事内容や環境の整合性により、雇用の場・機会が限られる。
・ 障がい者雇用に対する情報や知識が、十分に事業者に行き渡っていない。
・ 市内や近隣市でのトライアル雇用の受け入れが少ない。
・ 就労環境が整っていない。（施設のバリアフリー化、多目的トイレの設置など）
・ 企業・事業所における「障害者法定雇用率」の遵守・達成が十分でない。

◇求められていること◇

・ 合理的配慮について啓発する必要がある。
・ 一般就労に向けた就労移行支援事業、就労定着支援事業の拡充が求められている。
・ 福祉的事業所や施設に対する発注数や発注者の拡充が必要とされている。
・ 職場などでのコミュニケーションや関わり方を工夫する必要がある。
・ 就労・就職の前段階としての日常生活のサポート体制・システムの充実が求められている。

・ 障がい者雇用に関する情報提供や啓発活動を進める（障がい者が行える業種、業務内容の拡大、企業・事業所における「障害者法定雇用率」の更なる遵守・達成の周知等）。
・ 就労アセスメントを活用した相談者の希望や適性と、企業の業務内容との整合性が求められている。

〈ひとり親（母子・父子）家庭の保護者〉

◇就労阻害要因◇

・ 子どもの保育環境が就労に直接的な影響を与える。
・ 子どものケアに対する社会資源が不足している。
・ フルタイムで働くのが難しい（出勤時間・残業時間の調整が必要な場合がある）

◇求められていること◇

・ 女性向けの就労に関する情報・相談体制の充実が必要とされている。
・ スキルアップ（資格取得、専門的研修など）のための講座情報・経済的支援に関する情報提供が求められている。
・ 子育て支援に関しての企業の積極的な取り組み（育児・介護休業制度、看護休暇制度など）が求められている。
・ 子どもや保護者の病気時などのサポート体制・支援を充実することが求められている。
・ 保育所（園）、子育て支援サービス体制の充実が求められている。

〈出身地に対する歴史的・社会的な偏見＞

◇就労阻害要因◇

・ 部落差別意識が拭いさられていない。
・ 就労だけでなく、複合的要因を抱えている。

◇求められていること◇

・ 住民や企業の部落差別（同和問題）に対する正しい理解と認識を深め、解決に向けた取り組みの充実が求められている。
・ 公平・公正な採用選考に関して、より一層の啓発が必要である。
・ 複合的な課題解決に向けて地域福祉などの関係機関との連携が必要とされている。
・ 学歴に関わらず、本人の能力に適した職場環境の体制づくりの推進を企業・事業所に求める必要がある。
・ 就労・生活・健康・教育などの総合的な相談事業の充実と相談員の育成が求められている。

〈学卒無業者・若年者〉

◇就労阻害要因◇

・ 就労の意味の理解や社会性・コミュニケーション能力が欠けている。
・ 就労に際して、一定の学歴が求められることがある。
・ 就労経験がないことや就労経験が乏しいことが不利に働くことがある。
・ 栗東市や近隣市での、職場体験やトライアル雇用などの受け入れ先が少ない。

◇求められていること◇

・ 職業観の醸成が必要である。
・ 年齢や経験にとらわれないトライアル雇用など、柔軟な求人・採用に対する企業の理解が求められている。
・ 相談窓口の周知が必要である。
・ 学校教育での職業体験・職場体験のシステムの充実が必要である。
・ 職業訓練をはじめとする技能講習、教育の場の充実が求められている。
・ ひきこもりや不登校などの非社会的行動や、喫煙や万引きなど反社会的行動への対応の在り方が求められている。

〈外国人〉

◇就労阻害要因◇

・ 外国人に対しての理解が不足している。
・ 言葉の壁があり、コミュニケーションがうまくとれない。
・ 身近に相談できる公的な窓口が少ない。
・ 企業の受け入れ態勢の調整が不十分である。

◇求められていること◇

・ 日本語教育や職業訓練の機会の充実が求められている。
・ 多文化共生を推進する必要がある。
・ 外国人の就労支援に関わる機関との連携を深める必要がある。

６．期間

令和３（2021）年度から令和７（2025）年度の５ヶ年の計画とします。

なお、今後の社会情勢や経済情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

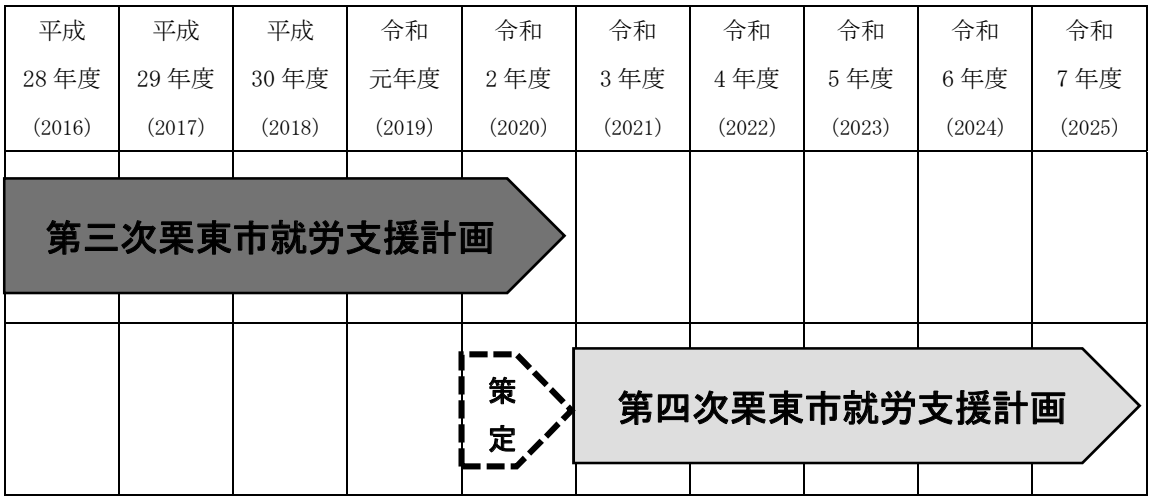

７．計画の推進に向けた各機関等の役割

就職困難者等の就労を促進するため、本市をはじめ、国や県、関係機関・団体などが連携して取り組むために必要な役割を次のように想定します。

⑴ 本市の役割

近隣市や関係機関等と連携を図りつつ、就職困難者等を対象とする就労に関するさまざまな施策を展開していきます。

①各種相談窓口の総合的な活用

保健・福祉・教育・くらしなどに関する悩みや心配ごとなどの相談事業を実施し、総合的な活用を図ることにより、個々の就労阻害要因に応じた適切な支援に努めます。

②企業や関係機関とのネットワークの充実

企業・事業所、関係機関・団体などとの連携を強化し、就労支援体制のネットワークの充実に努めます。

③人権意識の啓発促進

就職困難者等の就労に関して、人権意識の高揚を図るために企業・事業所や地域社会に対し啓発に努めます。

⑵ 国及び県に期待する役割

就職困難者等の就労支援に資するさまざまな制度、施策、事業に関する情報と機会の積極的な提供、企業・事業所との情報交換やネットワークづくりに対する支援が期待されます。

①人権施策の推進と指導

就職困難者等の採用や人事に関する公平・公正な対応に関しての企業・事業所への啓発の充実と、問題ケースに対する指導を行うこと。

②活用できる施策・事業などに関する情報提供

就職困難者等の就労支援に資するさまざまな助成・補助制度や講座、訓練施設などの情報を迅速に提供し、円滑な活用に向けた適切な助言を行うこと。

③ノウハウ・事例の提供と支援

国や県などが有する就労に関するさまざまな事例やケースなどを積極的に活用し、個別ケースの検討などに際しての連携・協力・助言を行うこと。

④企業・事業所ネットワークの側面的な支援

国や県などと企業・事業所とのさまざまな会議・組織などを活用し、本市における企業・事業所とのネットワークや情報交換などに関する助言・連携・協力・仲介などを行うこと。

⑶ 企業・事業所に期待される役割

企業・事業所における就職困難者等の雇用と、障がい福祉サービス事業所への業務の発注の拡充などが期待されます。

①雇用機会の維持・創出

雇用機会の創出、雇用の維持（障がい者の法定雇用率の遵守など）に努めること。

②雇用管理の改善推進

適正な労働条件の確保、福利厚生の充実などの雇用管理の改善に係る措置を図ること。

③就職困難者等に対する支援

就職困難者等の就労に対する柔軟な受け入れや職場環境づくりと、体験実習の受け入れや業務・仕事の発注を推進すること。

④公平・公正な採用選考システムの運営

人権尊重の理念に立った公平・公正な採用選考システムの確立を推進すること。

⑤人権教育の推進

部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた企業・事業所内人権教育を充実・強化すること。

⑥就職困難者等の定着促進の取り組み

就職困難者等の就労の定着のための取り組みや相談体制を整備すること。

⑷ 学校・教育機関・少年センター等に期待される役割

①職業観育成事業などの充実

中学校や高等学校の在学生・卒業生に対して、自己の特性理解を促し、強みとなる能力を伸長し、職業観育成や進路保障・進路確認を適切に行うこと。

②公平・公正な採用選考システムの促進

高等学校卒業生の就職における、求人取り消しや採用選考時における不適正質問、社用紙問題などについて取り組むこと。

③学卒無業者への対応

学卒無業者（中学校・高等学校）に対する就労に向けた支援を行うこと。

⑸ その他関係機関や地域社会などに期待される役割

①日常的な支援

就職困難者等の日常的な支援・助言・指導などを行うこと。

②就労支援の取り組み

就職困難者等が、就労を実現できるまでの教育・訓練の充実に努めること。

③新規事業展開などへの理解・協力

新たな事業の立ち上げや事業展開などについて理解し、協力すること。

第２章　栗東市の雇用・就労状況

１．雇用・就労の状況

(1) 市民の雇用・就労の状況

本市の総人口は、令和２（2020）年 10 月１日現在で 70,340 人となっています。

総人口は年々増加しており、中でも 65 歳以上の割合が年々多くなっています。その半面、15 歳未満の割合は平成 27 年以降、減少に転じており、15～64 歳人口（生産年齢人口）の割合も減少傾向にあります。

【図表１　人口の推移】　　（各年１０月１日現在）

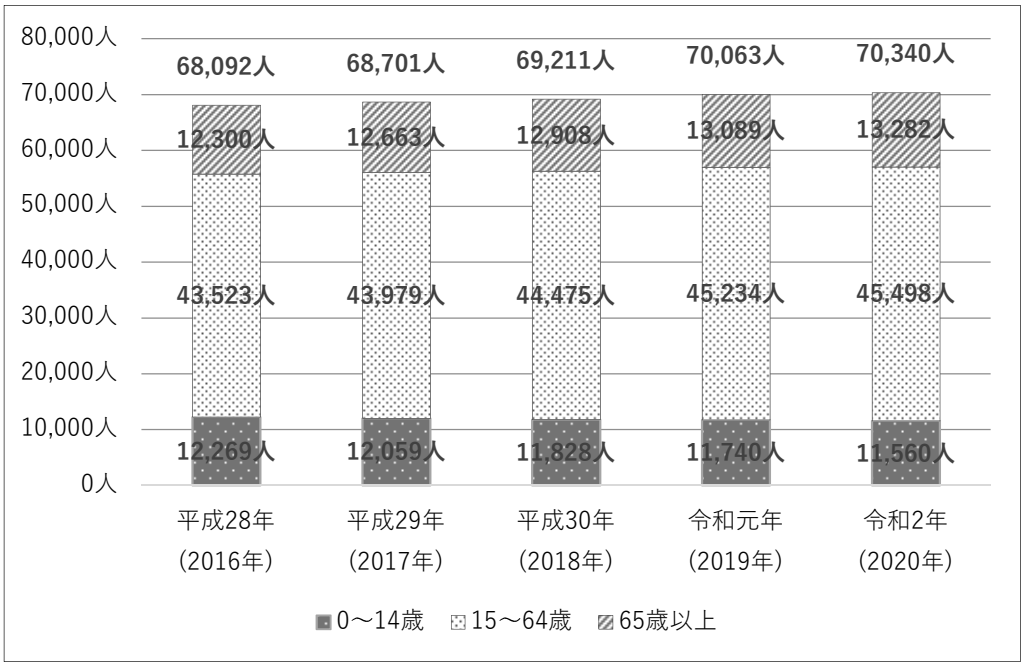

		平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	2020 年／2016 年
総　数		68,092	68,701	69,211	70,063	70,340	103.30%
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
0～14 歳		12,269	12,059	11,828	11,740	11,560	94.22%
		18.0%	17.6%	17.1%	16.8%	16.4%	
15～64 歳		43,523	43,979	44,475	45,234	45,498	104.54%
		63.9%	64.0%	64.3%	64.6%	64.7%	
65 歳以上		12,300	12,663	12,908	13,089	13,282	107.98%
		18.1%	18.4%	18.7%	18.7%	18.9%	
	75 歳以上	5,158	5,479	5,762	6,065	6,276	121.68%
		7.6%	8.0%	8.4%	8.7%	8.9%	

資料：栗東市統計書

【図表２　労働力人口】

年齢		総数	労働力人口					非労働力人口				不詳
			総数	就業者総数			完全失業者数	総数	家事	通学	その他	
					主に仕事	休業者						
平成12年（2000年）	総数	44,670	29,836	28,775	24,106	389	1,061	14,547	8,295	3,002	3,250	
	15～29	12,901	8,207	7,725	6,851	108	482	4,588	1,389	2,984	215	
	30～39	9,036	6,822	6,648	5,744	102	174	2,157	2,055	10	92	
	40～49	6,700	5,638	5,547	4,466	38	91	1,030	974	2	54	
	50～59	7,706	6,244	6,095	5,105	58	149	1,426	1,246	2	178	
	60～64	2,586	1,516	1,403	1,096	29	113	1,062	727	2	333	
	65歳～	5,741	1,409	1,357	844	54	52	4,284	1,904	2	2,378	
平成17年（2005年）	総数	48,452	32,011	30,376	25,030	487	1,635	16,013	8,724	2,800	4,489	
	15～29	11,071	7,040	6,406	5,462	107	634	3,886	1,042	2,761	83	
	30～39	11,962	9,070	8,667	7,501	157	403	2,771	2,684	30	57	
	40～49	6,919	5,852	5,631	4,506	54	221	995	964	3	28	
	50～59	7,895	6,282	6,092	4,988	75	190	1,564	1,434	2	128	
	60～64	3,326	1,963	1,836	1,421	33	127	1,353	884	1	468	
	65歳～	7,279	1,804	1,744	1,152	61	60	5,444	1,716	3	3,725	
平成22年（2010年）	総数	51,111	32,376	30,693	25,580	463	1,683	17,530	9,469	3,053	5,008	1,205
	15～29	9,882	5,673	5,249	4,539	72	424	3,843	769	3,012	62	366
	30～39	12,459	9,441	9,004	7,871	182	437	2,682	2,614	24	44	336
	40～49	8,824	7,341	7,047	5,840	51	294	1,259	1,224	4	31	224
	50～59	6,511	5,208	5,015	4,152	58	193	1,175	1,095	3	77	128
	60～64	4,152	2,544	2,358	1,827	36	186	1,559	1,142	3	414	49
	65歳～	9,283	2,169	2,020	1,351	64	149	7,012	2,625	7	4,380	102
平成27年（2015年）	総数	54,379	33,864	32,798	26,799	523	1,066	18,635	8,460	3,539	6,636	1,880
	15～29	10,597	5,754	5,432	4,510	110	322	4,248	631	3,497	120	595
	30～39	10,555	8,138	7,894	6,843	176	244	1,924	1,834	17	73	493
	40～49	11,490	9,481	9,262	7,553	64	219	1,591	1,481	12	98	418
	50～59	6,710	5,532	5,404	4,465	42	128	988	885	3	100	190
	60～64	3,306	2,153	2,078	1,646	29	75	1,109	760	4	345	44
	65歳～	11,721	2,806	2,728	1,782	102	78	8,775	2,869	6	5,900	140

注）総数には「不詳」を含む　　資料：国勢調査

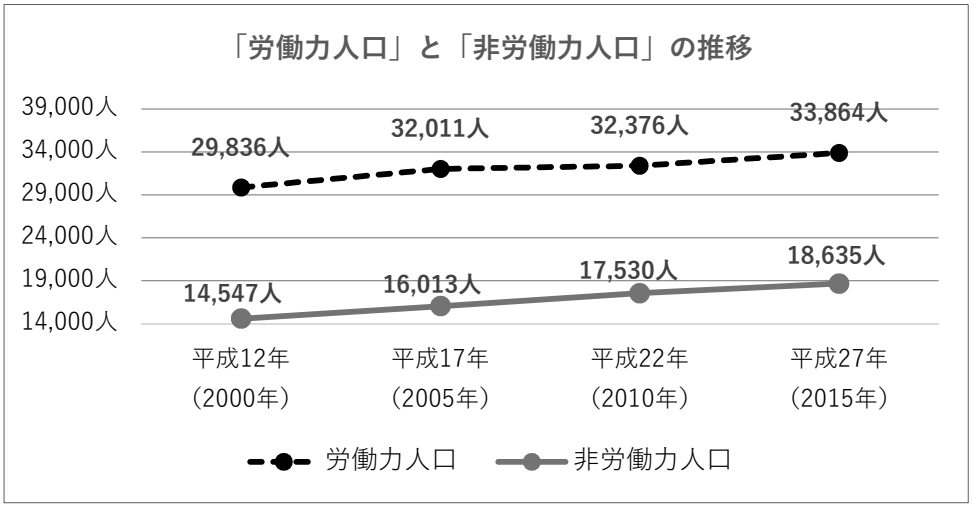

【図表 3　産業分類別就業者数】

産業	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
総数	28,775	30,376	30,693	32,798
農業	712	809	623	563
林業	11	10	12	10
漁業	－	2	3	2
鉱業	4	7	－	－
鉱業，採石業，砂利採取業	－	－	－	6
建設業	2,349	2,140	2,047	1,958
製造業	8,068	7,917	7,793	8,616
電気・ガス・熱供給・水道業	79	69	72	80
運輸・通信業	1,846	－	－	－
情報通信業	－	398	405	450
運輸業	－	1,610	－	－
運輸業，郵便業	－	－	1,777	1,812
卸売業・小売業、飲食業	5,621	－	－	－
卸売業，小売業	－	4,721	4,506	4,649
宿泊業、飲食サービス業	－	1,293	1,502	1,592
金融業、保険業	576	658	651	725
不動産業	302	360	－	－
不動産業，物品賃貸業	－	－	536	566
サービス業	8,053	－	－	－
学術研究，専門・技術サービス業	－	－	824	775
生活関連サービス業，娯楽業	－	－	2,437	2,286
教育，学習支援業	－	1,200	1,203	1,377
医療，福祉	－	2,111	2,546	3,288
複合サービス事業	－	224	151	199
サービス業(他に分類されないもの)	－	5,802	1,570	1,788
公務（他に分類されるものを除く）	828	798	848	941
分類不能の産業	326	247	1,187	1,115

資料：国勢調査

【図表 4　夜間人口・昼間人口】

		平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
夜間人口		54,851	59,839	63,655	66,749
従業も通学もしていない		17,755	20,860	21,958	21,712
自宅で従業		2,493	2,346	1,956	1,978
自宅外の市内で従業・通学		17,771	18,126	17,996	18,222
流出人口	県内他市町村で従業・通学	12,577	14,114	15,528	17,102
	他県で従業・通学	3,968	3,965	3,863	4,500
流入人口	県内他市町村に常住	18,794	19,649	17,954	18,241
	他県に常住	2,227	2,345	1,965	2,211
昼間人口		59,237	63,754	64,183	65,599
昼間人口比率		108.0%	106.5%	100.8%	98.2%

注）夜間人口には「不詳」を含む　　資料：国勢調査

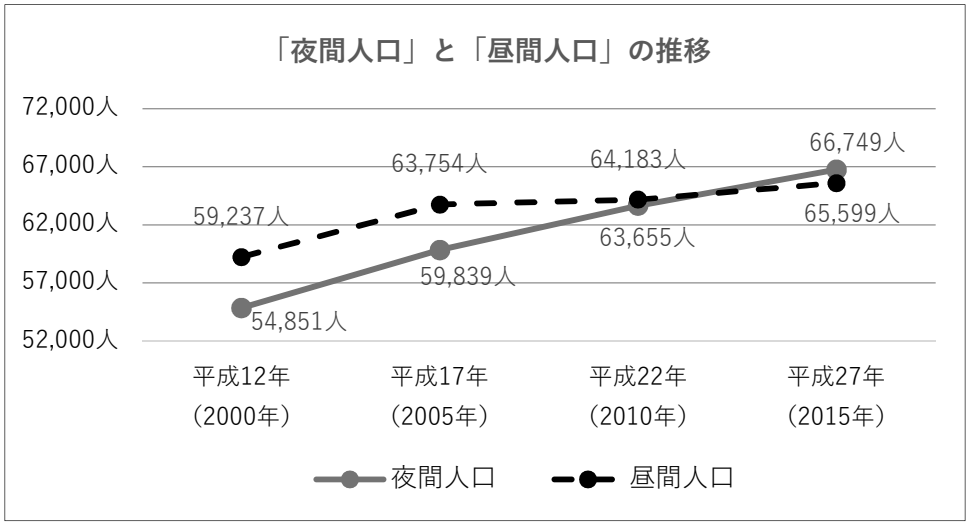

(2) 就職困難者等の状況

支援が必要とされる就職困難者等の現状を把握するために各種データを整理しました。

身体障がい者＝身体障害者手帳所持者、知的障がい者＝療育手帳所持者

精神障がい者＝精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者＝特定疾患医療受給者

【図表 5　身体障害者手帳交付数（18 歳以上）】　　（各年度末現在）

		平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
視力障害	1級	33	33	36	38	37
	2級	41	43	41	45	46
	3級	5	5	5	4	4
	4級	10	9	8	8	10
	5級	17	19	19	21	20
	6級	9	10	11	10	10
	計	115	119	120	126	127
聴覚・平衡障害	1級	4	4	3	4	4
	2級	48	46	48	45	43
	3級	23	23	22	23	18
	4級	19	22	25	22	18
	5級	3	2	2	2	1
	6級	65	60	61	60	53
	計	162	157	161	156	137
音声・言語障害	1級	2	1	2	2	2
	2級	3	2	2	2	2
	3級	9	9	9	10	12
	4級	9	9	8	8	8
	計	23	21	21	22	24

		平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
肢体不自由	1級	141	140	132	139	134
	2級	173	166	159	152	153
	3級	189	187	186	170	157
	4級	286	273	276	282	267
	5級	136	145	144	145	150
	6級	68	76	77	78	81
	計	993	987	974	966	942
内部障害	1級	357	373	370	366	362
	2級	4	6	7	8	8
	3級	62	63	60	67	75
	4級	129	135	141	146	154
	計	552	577	578	587	599
総数	1級	537	551	543	549	539
	2級	269	263	257	252	252
	3級	288	287	282	274	266
	4級	453	448	458	466	457
	5級	156	166	165	168	171
	6級	142	146	149	148	144
	計	1,845	1,861	1,854	1,857	1,829

注）総数には「重複障がい」を含む　　資料：障がい福祉課

【図表 6　療育手帳所持者数（18 歳以上）】　　（各年度末現在）

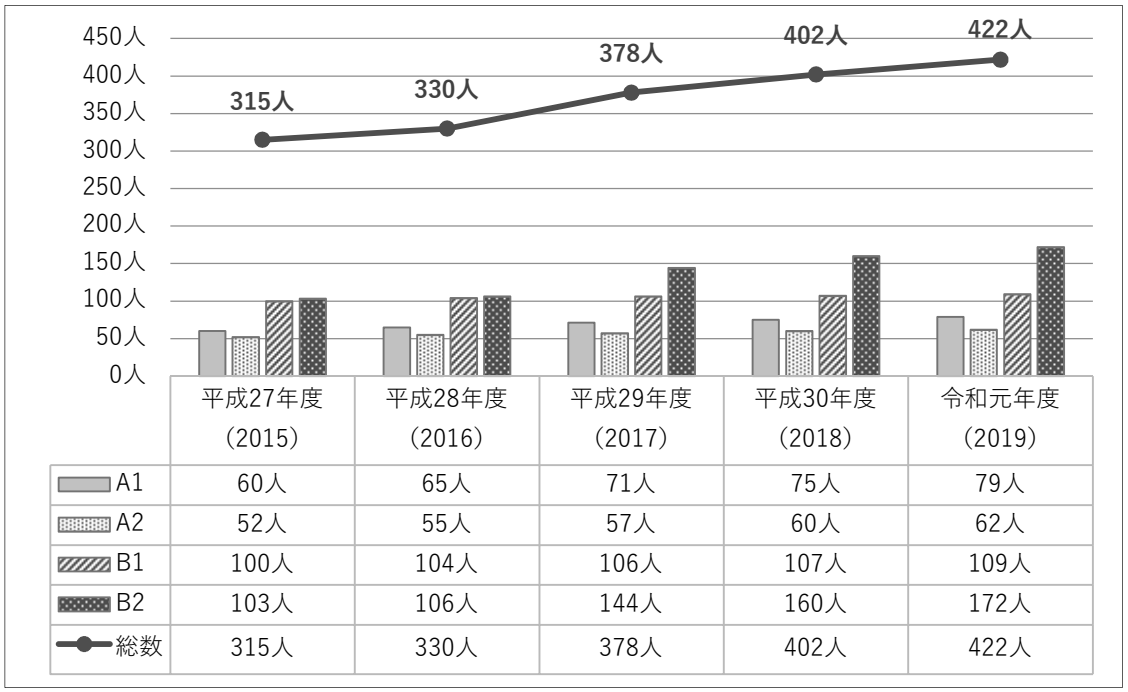

	平成27年度（2015）	平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）
A1	60人	65人	71人	75人	79人
A2	52人	55人	57人	60人	62人
B1	100人	104人	106人	107人	109人
B2	103人	106人	144人	160人	172人
総数	315人	330人	378人	402人	422人

資料：障がい福祉課

【図表 7　精神障害者保健福祉手帳所持者数（全年齢）】　　（各年度末現在）

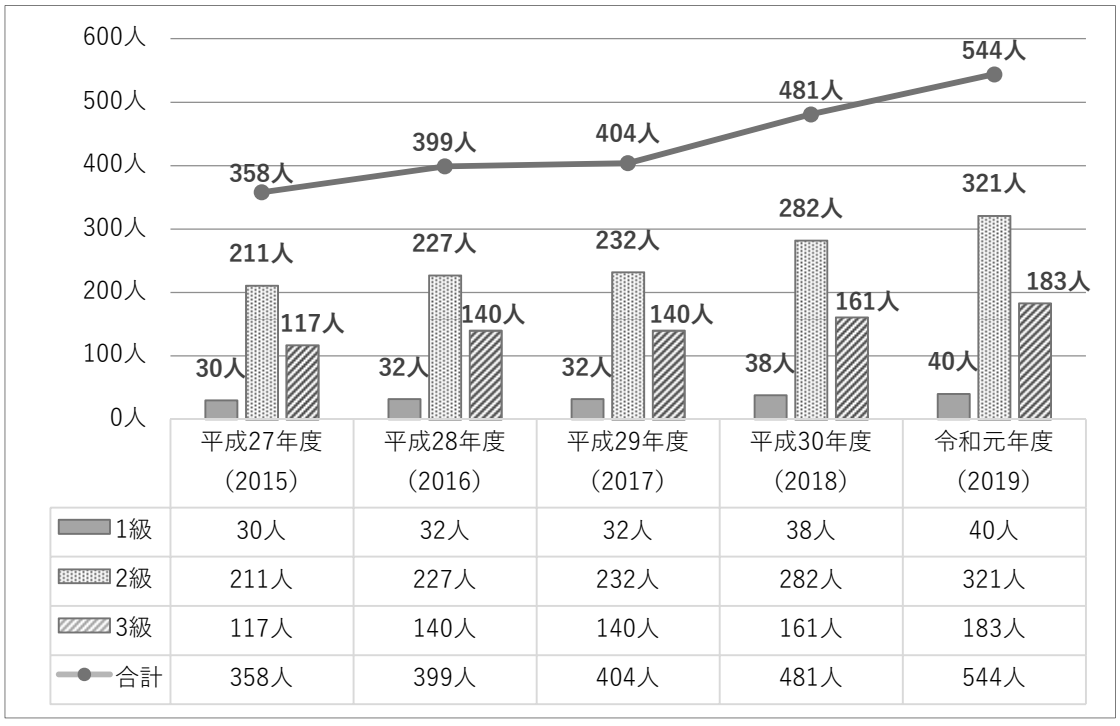

	平成27年度（2015）	平成28年度（2016）	平成29年度（2017）	平成30年度（2018）	令和元年度（2019）
1級	30人	32人	32人	38人	40人
2級	211人	227人	232人	282人	321人
3級	117人	140人	140人	161人	183人
合計	358人	399人	404人	481人	544人

資料：障がい福祉課

【図表 8　特定医療費（指定難病）受給者数（20 歳以上）】　（各年度末現在）

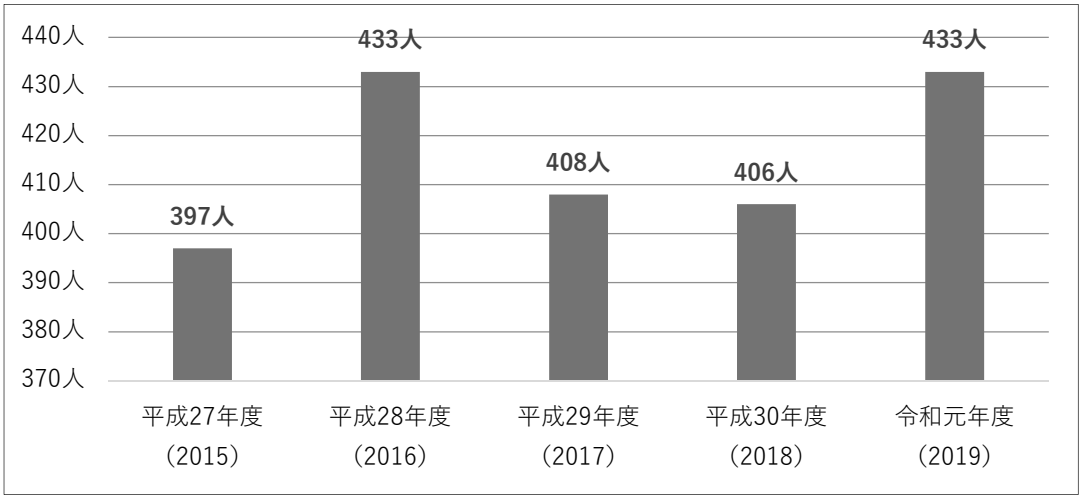

資料：南部健康福祉事務所（草津保健所）

【図表 9　児童扶養手当受給者数】　（各年度末現在）

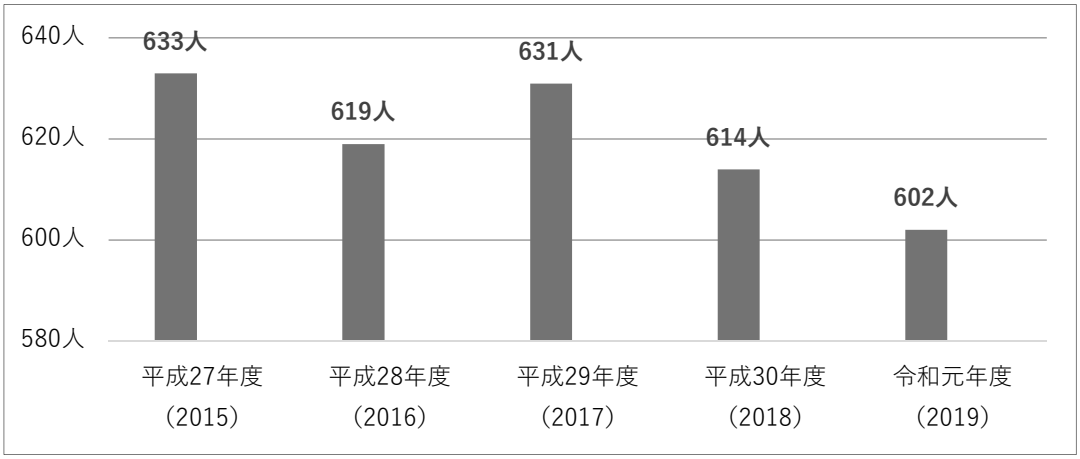

資料：子育て応援課

【図表 10　特別児童扶養手当受給者数】　（各年度末現在）

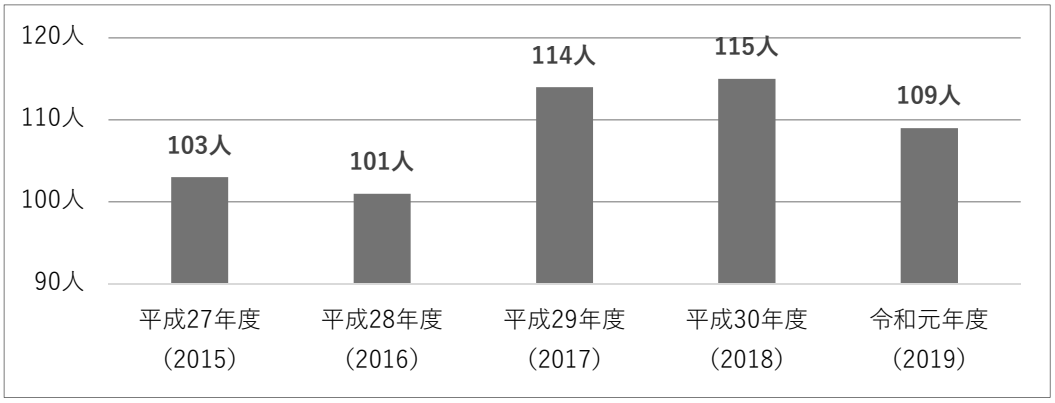

資料：障がい福祉課

【図表 11　母子家庭・父子家庭の状況】

本市のひとり親世帯は、増加傾向にあります。特に母子家庭の数が増加を続けていますが、一般世帯に対する割合は平成 17（2005）年以降、1.9%～2.0%と横ばいとなっています。父子家庭は一般世帯に対する割合が平成 17（2005）年以降、0.2%前後で推移しています。

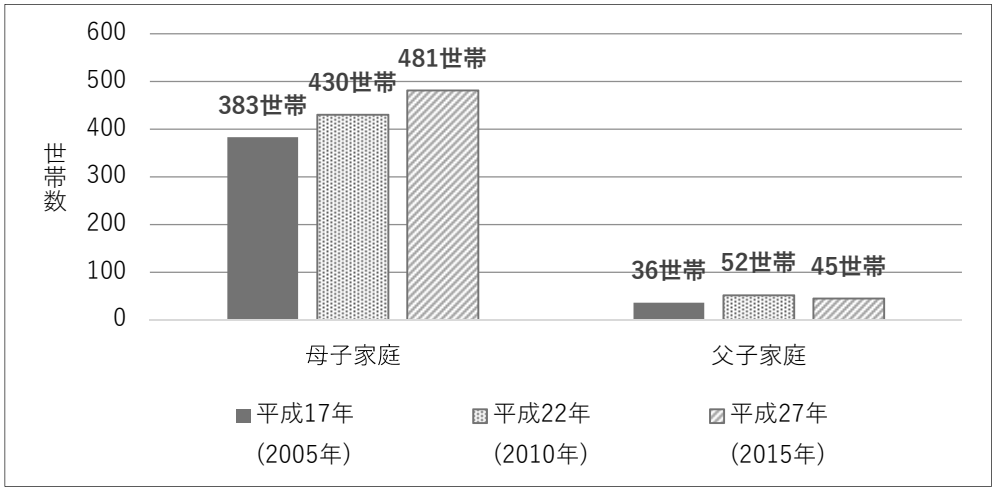

	平成 17 年 (2005 年)		平成 22 年 (2010 年)		平成 27 年 (2015 年)	
	母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭
総　　数（世帯）	383 世帯	36 世帯	430 世帯	52 世帯	481 世帯	45 世帯
全世帯に占める割合（%）	1.9%	0.1%	1.9%	0.2%	2.0%	0.2%
人員数（人）	1,049 人	101 人	1,161 人	131 人	1,258 人	114 人
6 歳未満の子どものいる世帯	107 世帯	3 世帯	80 世帯	5 世帯	76 世帯	3 世帯
一世帯あたりの子どもの人数	1.7 人	1.8 人	1.7 人	1.5 人	1.6 人	1.5 人
（参考）全世帯数	20,627 世帯		22,606 世帯		24,574 世帯	

資料：国勢調査

【図表 12　外国人人口】

本市に居住する（住民登録がある）外国人の数は、ほぼ 1,000 人前後で推移していましたが、平成 29（2017）年以降は、増加傾向にあります。　　（各年 10 月 1 日現在）

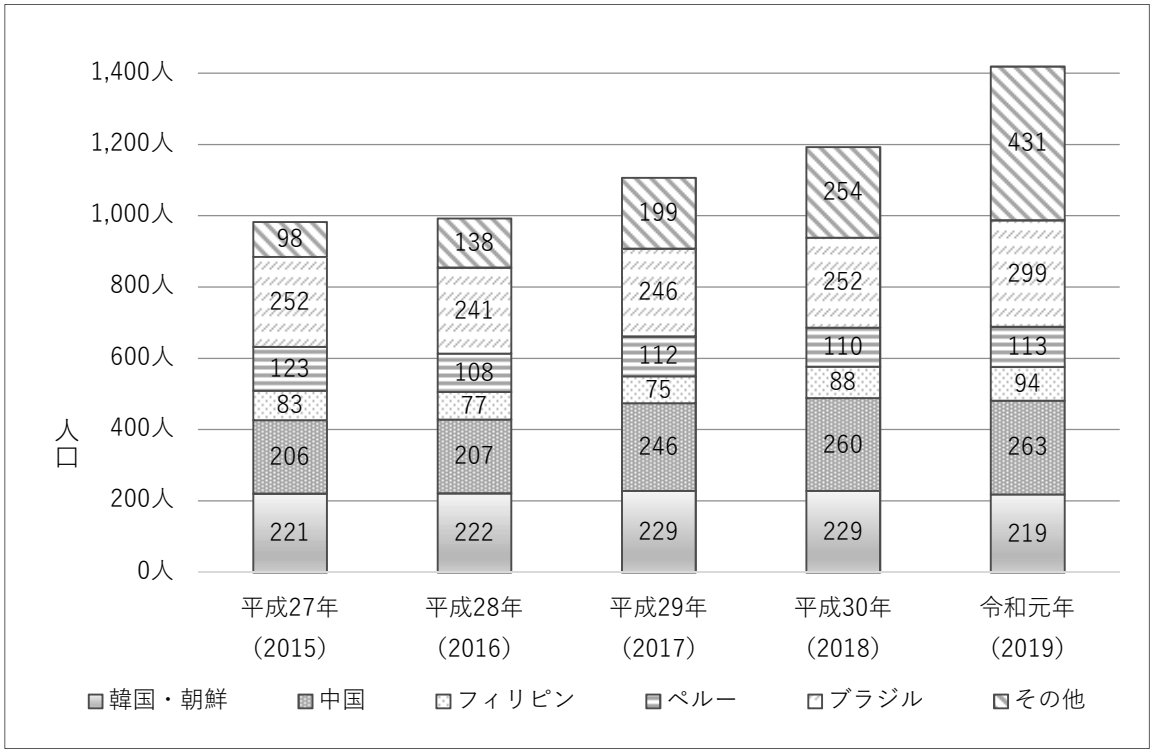

	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)
韓国・朝鮮	221	222	229	229	219
中国	206	207	246	260	263
フィリピン	83	77	75	88	94
ペルー	123	108	112	110	113
ブラジル	252	241	246	252	299
その他	98	138	199	254	431
総 数	983	993	1,107	1,193	1,419

資料：栗東市統計書

【図表 13　生活保護世帯・人員数】　　（各年度末現在）

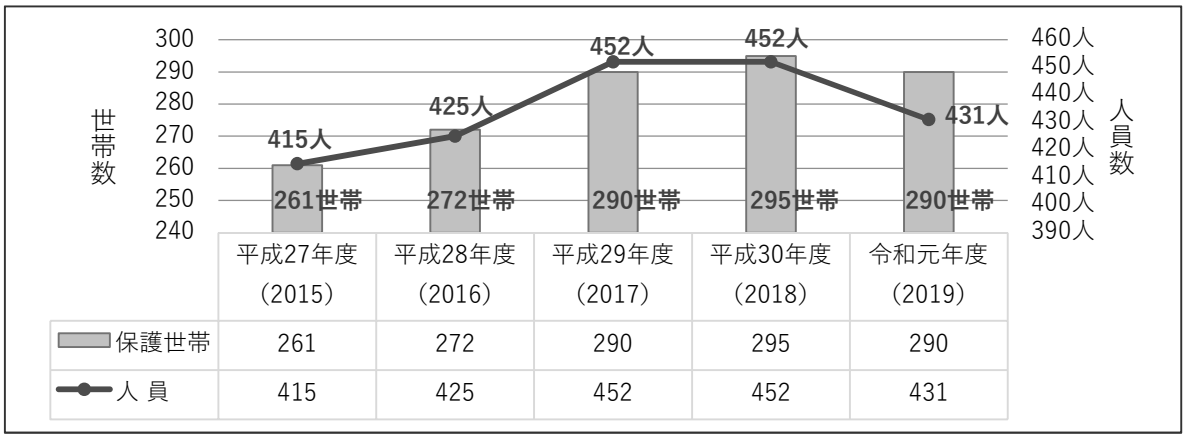

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
保護世帯	261	272	290	295	290
人 員	415	425	452	452	431

資料：社会福祉課

(3) 就労相談者数の状況

【図表 14　就労相談者数】　　（各年度末現在）

			平成29（2017年）年度				平成30（2018年）年度				令和元（2019年）年度			
			延べ人数		実人数		延べ人数		実人数		延べ人数		実人数	
			男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
障がい者	障がい福祉課		243		105		239		132		229		101	
			123	120	54	51	124	115	67	65	149	80	65	36
	商工観光労政課		286		22		273		20		329		19	
			81	205	10	12	101	172	11	9	229	100	12	7
ひとり親	子育て応援課		21		12		68		34		86		26	
			0	21	0	12	4	64	3	31	0	86	0	26
	商工観光労政課		5		2		1		1		2		1	
			0	5	0	2	0	1	0	1	0	2	0	1
対象地域住民	ひだまりの家		201		10		168		8		194		9	
			57	144	5	5	37	131	2	6	9	185	2	7
	コミュニティセンター治田西		173		57		29		2		21		2	
			148	25	32	25	29	0	2	0	21	0	2	0
	商工観光労政課		0		0		0		0		0		0	
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学卒無業者等	少年センター		0		0		2		1		29		2	
			0	0	0	0	0	2	0	1	22	7	1	1
	商工観光労政課		13		3		32		9		21		4	
			5	8	1	2	16	16	6	3	18	3	3	1
外国籍市民	自治振興課		4		4		1		1		8		1	
			2	2	2	2	0	1	0	1	8	0	1	0
	商工観光労政課		2		1		2		1		1		1	
			2	0	1	0	2	0	1	0	0	1	0	1
生活保護等	社会福祉課		122		23		568		34		672		38	
			62	60	11	12	296	272	17	17	301	371	20	18
	商工観光労政課		85		15		146		15		150		24	
			63	22	11	4	130	16	8	7	128	22	15	9
その他（不安定就労者）	関係各課		0		0		0		0		0		0	
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	商工観光労政課		121		14		181		14		199		28	
			72	49	7	7	134	47	7	7	132	67	14	14
合計	関係各課		764		211		1075		212		1239		179	
			392	372	104	107	490	585	91	121	510	729	91	88
	商工観光労政課		512		57		635		60		702		77	
			223	289	30	27	383	252	33	27	507	195	44	33
	市全体	（全数）	1276		268		1710		272		1941		256	
		男　女	615	661	134	134	873	837	124	148	1017	924	135	121

※延べ人数のカウント方法が課により異なります。　　資料：栗東市就労支援事業推進会議

２．就労に関する本市の各種計画

本市における就職困難者等の支援に関わる主な各種計画を整理しました。

⑴ 第六次栗東市総合計画

＜計画の期間＞令和 2(2020)年度～令和 11(2029)年度の 10 年間
＜基本理念＞
① 市民主体、市民協働によるまちづくり
② 交流や連携で活力を創造するまちづくり
③ 優れた自然環境や歴史文化の魅力を継承するとともに、『馬のまち』としての魅力を発展させるまちづくり
＜将来都市像＞いつまでも　住み続けたくなる　安心な元気都市　栗東
＜まちづくりの基本目標＞
① 経済活動が活発で、多様な就労環境があるまち
② 自己肯定感が高く、笑顔にあふれた子どもを育むまち
③ 健康維持に向けた取り組みが進み、地域共生が実現しているまち
④ 多様性を認め合い、快適で安全に暮らし続けられるまち
⑤ 参画したくなる、新時代のパートナーシップを追求するまち

⑵ 第３期栗東市障がい者基本計画

＜計画の期間＞令和 3(2021)年度～令和 8(2026)年度の 6 年間
＜基本理念＞一人ひとりの個性が尊重されみんながともに支えあう　共生社会の実現
＜基本方針＞
・障がいのある人の自立を実現する
・障がいのある人が生きがいを実感できる
・ライフサイクルや状態の変化に合わせ、一貫して切れ目なく支援する

⑶ 第６期栗東市障がい福祉計画

＜計画の期間＞令和 3(2021)年度～令和 5(2023)年度の 3 年間
＜基本理念＞第３期栗東市障がい者基本計画に同じ
＜基本方針＞第３期栗東市障がい者基本計画に同じ

⑷ 第２期栗東市子ども・子育て支援事業計画

＜計画の期間＞令和 2(2020) 年度～令和 6(2024) 年度の 5 年間
＜基本理念＞子ども・家庭・地域　ともに育つまち　りっとう
＜計画策定の視点＞
① 子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの人権を尊重する視点
② 子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する視点
③ 社会全体で、子どもと子育てを支援する視点
＜計画の基本目標＞
① 安心して子どもを生み育てられる施策の推進
② 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり
③ すべての子どもの人権を尊重するまちづくり
④ 子どもの成長と親としての成長を支え合う環境づくり

⑸ 栗東市人権擁護計画

＜計画の期間＞平成 24(2012) 年度～令和 3(2021) 年度の 10 年間
＜基本理念＞一人ひとりの人権を尊重するまちづくり

⑹ 栗東市自殺対策計画

＜計画の期間＞平成 31(2019)年度～令和 5(2023) 年度の 5 年間
＜目指す姿（基本理念）＞誰も自殺に追い込まれることのない安心のまち
＜計画の施策＞
［市民全般に関わる施策］
施策１　庁内・地域での連携
施策２　自殺対策の人材育成
施策３　市民に対する啓発と周知
施策４　生きることの支援
［ライフステージ別施策］
子ども・若者に関する施策（妊産・乳幼児期、思春期、青年期）
壮年期に関する施策
高齢者に関する施策

⑺ 第３期栗東市地域福祉計画

＜計画の期間＞平成 30(2018) 年度～令和 4(2022) 年度の 5 年間
＜計画の基本目標＞人と人がつながる共生のまちづくり
＜基本方向＞
①暮らしを支える豊かな地域づくり
②誰もが安心して暮らせるネットワークづくり
③地域福祉を支える人づくり
④安全・安心なまちづくり

３．対象者別の各種施策等

市をはじめ、国や県などの雇用・就労支援の施策・事業の主なものは次のとおりです。

⑴求職者（就職困難者等）向け

◇職業紹介・職業相談

ハローワーク草津等では、求職者の希望と能力に最も適した職業の紹介を受けることができます。また、就職に向けての各種相談や職業適性診断のほか、雇用保険の適用、失業給付・育児休業給付・教育訓練給付等各種給付金の受給資格の決定・支給などを行っています。（主な相談窓口は、「資料５：就労に関する相談窓口」参照）

◇就労相談

本市では、関係各課にて就労相談を行っています。

商工観光労政課	就労意欲がありながらもさまざまな要因により働くことが困難な方への就労支援。
子育て応援課	ひとり親家庭の母親・父親に対する就労相談や就労情報の提供など。
障がい福祉課	就労相談のほか、養護学校卒業時の進路相談や障がい福祉サービス（福祉的就労）の利用に関する相談など。
社会福祉課	就労相談員による生活困窮者等への就労支援や、就労支援員による生活保護受給者への就労支援など。
ひだまりの家 コミュニティセンター治田西	職業安定推進員等による対象地域住民への就労支援。
栗東市少年センター	無職少年対策指導員による若年者を対象とした就労相談など。
発達支援課	発達特性により就労に困難さを抱える方への発達検査、助言・相談など。

◇職業能力開発

滋賀職業能力開発促進センター（ポリテクセンター滋賀）や滋賀職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ滋賀）、テクノカレッジ草津（滋賀県立高等技術専門校草津校舎）などにおいて、求職者や在職者を対象にさまざまな職業能力開発のためのカリキュラムを整備しています。

◇生活困窮者の就労支援

本市では生活困窮者自立支援法(平成 27 年 4 月 1 日施行)に基づき、経済的な問題など生活上の困難に直面している方、生きづらさを抱える方に対し、「自立相談支援事業」による就労支援や、「住居確保給付金」、「家計改善相談事業」、「子どもの学習・生活支援事業」、「その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業」などの自立相談支援を行っています。

◇障がい者の就労支援

本市では、滋賀県が福祉圏域ごとに設置している「障害者働き・暮らし応援センター」と連携し、働く意欲のある障がいのある方が、その適正に応じて能力を十分に発揮できるよう就労支援を行っています。

◇母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援関係事業

本市では、就職を希望する母子家庭の母及び父子家庭の父を対象に、受講した教育訓練講座の費用の一部を支給する「自立支援教育訓練給付金」、看護師や介護福祉士等の資格取得のため 1 年以上養成機関で修業する場合の生活の負担軽減に支給する「高等職業訓練促進給付金」を行っています。

◇仕事と子育ての両立支援

本市では、保育所への入所（通常保育）をはじめ、延長保育、一時預かり保育、休日保育、病後児保育などを実施し、仕事と子育ての両立支援を行っています。

◇就職氷河期世代への支援

本市では、就職氷河期世代を対象とした相談窓口の設置と相談員を配置し、関係各課やジョブパーク等の関係機関と連携して就労支援を行っています。

◇補助制度

就職に向けた能力開発を行い、安定した就労につながるよう「資格取得支援補助金」の補助制度を行っています。

⑵在職者（不安定就労者）向け

◇労働相談

滋賀県において、労働に関するさまざまな問題について、労働者・事業主からの相談窓口として労働相談所を設置しています。

◇職場定着支援、キャリアアップ支援

滋賀職業能力開発促進センター（ポリテクセンター滋賀）では、在職者を対象にさまざまな職業能力開発のためのカリキュラムを整備しています。

⑶企業・事業所等向け

本市および栗東市事業所人権教育推進協議会では、就職困難者等に対する就職差別をなくすための啓発、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた研修などを実施しています。

滋賀労働局では、職業選択の自由を保障し、すべての人々の就職の機会均等が保障されるよう、人権問題の正しい理解と、応募者の適正と能力のみに基づく公正な採用選考の実施について、あらゆる機会を通じて企業に対する指導を行うとともに、各種啓発資料を配布することなどにより啓発に努めています。また、「特定求職者雇用開発助成金」、「トライアル雇用助成金」、「雇用調整助成金」などの各種助成制度の周知に努めています。

４．第三次栗東市就労支援計画の取り組み成果と問題点および新たな課題

本市では平成 29 年に策定した「第三次栗東市就労支援計画」に基づき就労の支援を行ってきました。計画の策定にかかり、成果と課題について次のとおり整理しました。

【課題１】対象者ごとの就労支援の取り組みの整理

就労支援事業の展開に際しては、対象者ごとに就労支援の仕組みや体制等を整理し、有効かつ効率的なシステムづくりを図ることが必要です。

［成果］

・就労支援プランや報告内容などにおいて、関係各課および各種専門機関との連携が図られた。

［問題点・課題］

・就職困難者等の職域が十分に開拓されておらず、雇用の場・機会が限られる。

・複合的要因により就職が困難な相談者が増加しており、対象者に寄り添ったプラン作成が必要。

【課題２】横断的な就労支援の体制の確立

労政や福祉に限らず、さまざまな部署や関係機関との連携・協力を一層強化・充実することが必要です。定期的に開催される個別ケース会議などの形式にこだわらず、就労支援のための情報交換・調整などを密に行えるような情報連絡体制・支援体制を確立することが必要です。

［成果］

・問題解決のため、市内部のみならず、近隣市やハローワークなどの外部機関を含めた個別ケース検討会議を開催するなど、一定の連携が図られた。

［問題点・課題］

・引き続き、市内部のみならず、外部の専門機関等との緊密な連携が求められる。

【課題３】企業・事業所との結びつき、取り組みの充実化

就職困難者等の就労の実現を目指して、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消にむけた啓発や、就職困難者等の雇用の促進に関する制度・施策の積極的な活用のほか職場体験などの受け入れ協力依頼などをより積極的に行うことが必要です。

［実績］ 企業訪問および資料送付事業所数

事業所内公正採用選考・人権啓発担当者設置事業所のうち、従業員数 10 人以上の事業所を基本に企業訪問を実施。従業員数 9 人以下の事業所については、資料送付にて啓発を実施。

		平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
企業訪問実施事業所数	7月	263	267	262	263	270
	2月	196	212	204	212	210
資料送付事業所数	7月	147	147	146	139	136
	2月	217	198	199	192	194

（資料：商工観光労政課）

［成果］

・企業訪問を実施し、企業・事業所内人権教育の啓発を図ることができた。

・各企業の雇用状況等の情報を得ることができた。

［問題点・課題］

・企業・事業所に対して、職場体験や柔軟な雇用の受け入れなどの協力を求めるまでには至っていない。

・国や県が実施する就職困難者等の雇用施策について、更なる周知が求められる。

・就職困難者等が就労を継続するため雇用先企業や関係機関と連携を図り、定着に向けたフォローアップなどの支援が求められる。

【課題４】専門人材の育成と資質向上

就職困難者等の相談内容の多様化に伴い、課題が多岐にわたる現状に対応していくため、研修会の実施や各支援制度の知識習得、各支援機関と就労支援相談員等との連携など、専門人材の育成・資質向上が必要です。

［**実績**］就労支援相談員等実践講座およびスーパービジョン実施回数

	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
就労支援相談員等実践講座	5	5	5	5	3
スーパービジョン	3	5	3	3	3

（資料：湖南就労サポートセンター事業より）

［**成果**］

・就労支援相談員等実践講座やスーパービジョンにより、一定の育成・資質向上は図られた。

［**問題点・課題**］

・相談内容の多様化に伴い、相談員の知識および資質を向上させる研修への参加や、内容を工夫した実践講座等の継続した取り組みが重要である。

【課題５】プライバシーの保護と柔軟な運用

関係機関等との相談情報の共有に関しては本人の承諾を得るとともに、個人情報の適切な管理を行うことが求められています。

また、個別ケース検討会議では、必要な情報の共有を図るなど、就労支援に向けて柔軟な対応が必要です。

［**成果**］

・栗東市個人情報保護条例に基づき相談個別ファイルを保管し、プライバシー保護が図られた。情報共有時は個人情報を伏せるなど、適切な取り扱いが図られた。

［**問題点・課題**］

・相談者の情報は、栗東市個人情報保護条例に基づき、今後も慎重に取り扱わなければならない。

第３章　就労支援の基本方針

１．基本的な展開方針

国や県、関係機関や団体と連携し、就職困難者等の就労が実現できるよう、次のような方針に基づき、就労支援を展開していきます。

⑴就労相談・支援体制の確立

就労支援相談員を中心に就職困難者等の就労に関する専門的な相談体制と関係機関とのさらなる連携を充実していきます。

⑵新たな制度・取り組みの促進

就職困難者等の個々のケースに応じた適切な支援を図るため、公共職業訓練（ハロートレーニング）やトライアル雇用等の既存の制度の活用を図るとともに、新たな制度・取り組みを促進します。

⑶企業・事業所との連携の強化

求人や障がい福祉サービス事業所への外注などに関する情報の収集を図るとともに、就労促進の補助・助成制度などの情報提供と活用促進を図るため、企業・事業所との日常的な連携・情報交換・交流の機会づくりに努めます。

また、栗東市事業所人権教育推進協議会と連携し、就職困難者等の就労の実現と部落差別をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、啓発活動をより一層充実していきます。

≪就労支援の基本的な展開のイメージ図≫

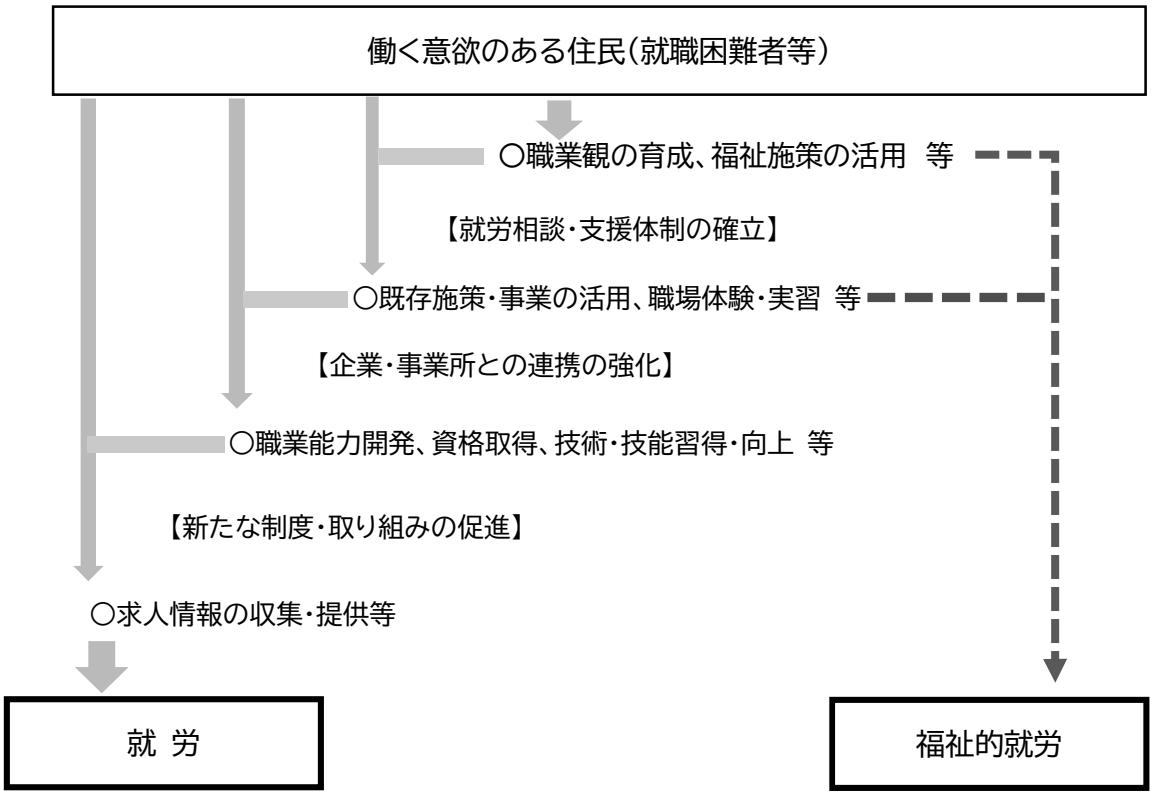

≪就労支援の推進体制イメージ図≫

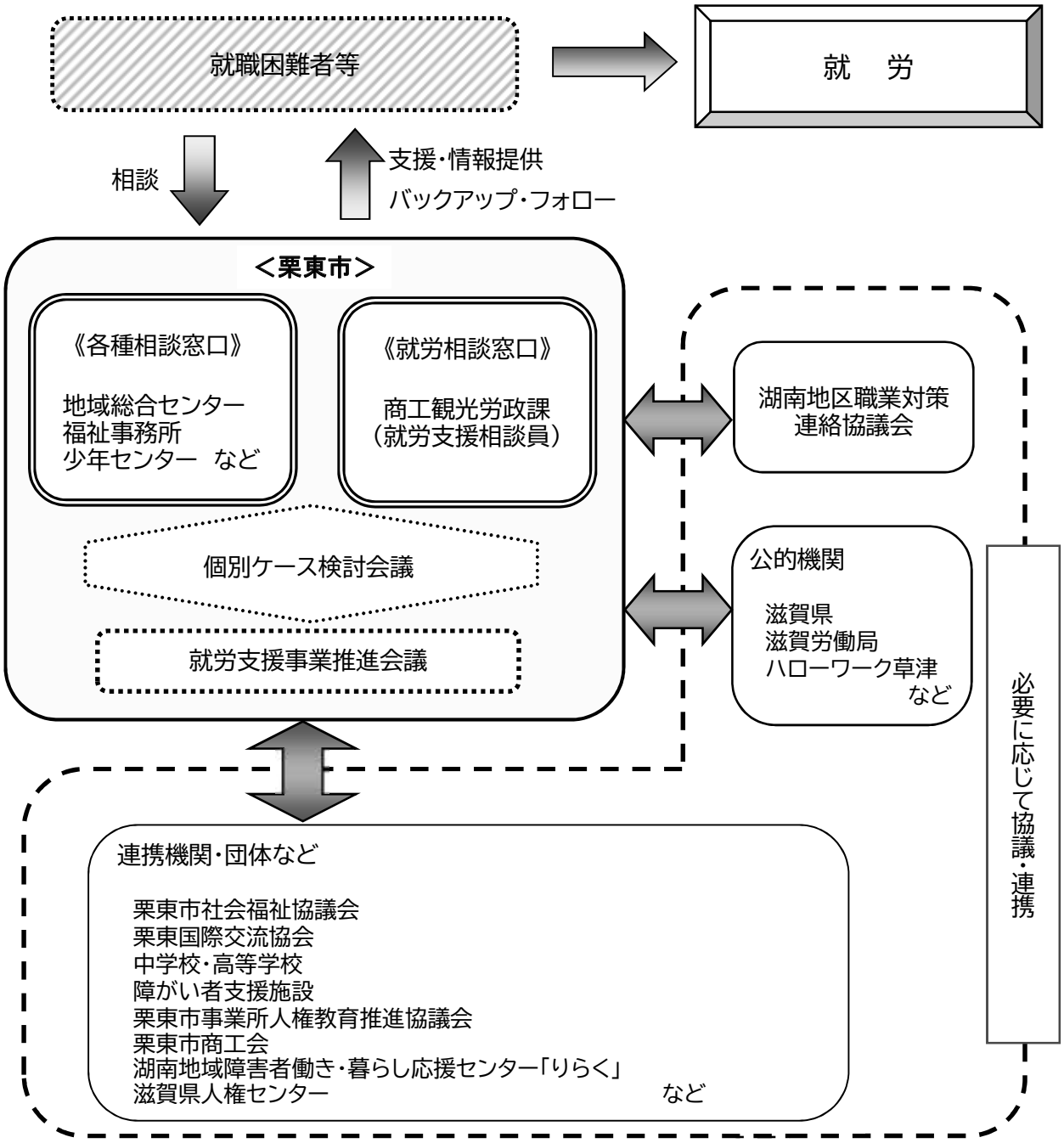

＜概　要＞

① 関係各課では、就労の相談、就労に関する各種情報の収集・管理と提供および必要に応じて就労支援サポートプランの作成を行います。

② 就労支援相談員（商工観光労政課）は、担当各課・関係機関と連携を図りながら、就職困難者等へのサポート状況の把握と支援に努めます。

③ 就職困難者等の個々のケースに応じた適切な支援を実施するため、関係各課や関係機関・団体等と情報交換や調整を図りながら、就労支援サポートプランの検討を行う『個別ケース検討会議』を開催します。

④ 関係各課が一体的に就労支援事業に取り組むため、『就労支援事業推進会議』を設置します。

２．就労支援事業の推進段階の流れ

就職困難者等一人ひとりの就労支援を適切に実施していくため、就労支援事業を段階的に展開していきます。ただし、ケースによっては、前の段階に戻って取り組み直すこともあります。

≪段階ごとの就労支援のイメージ≫

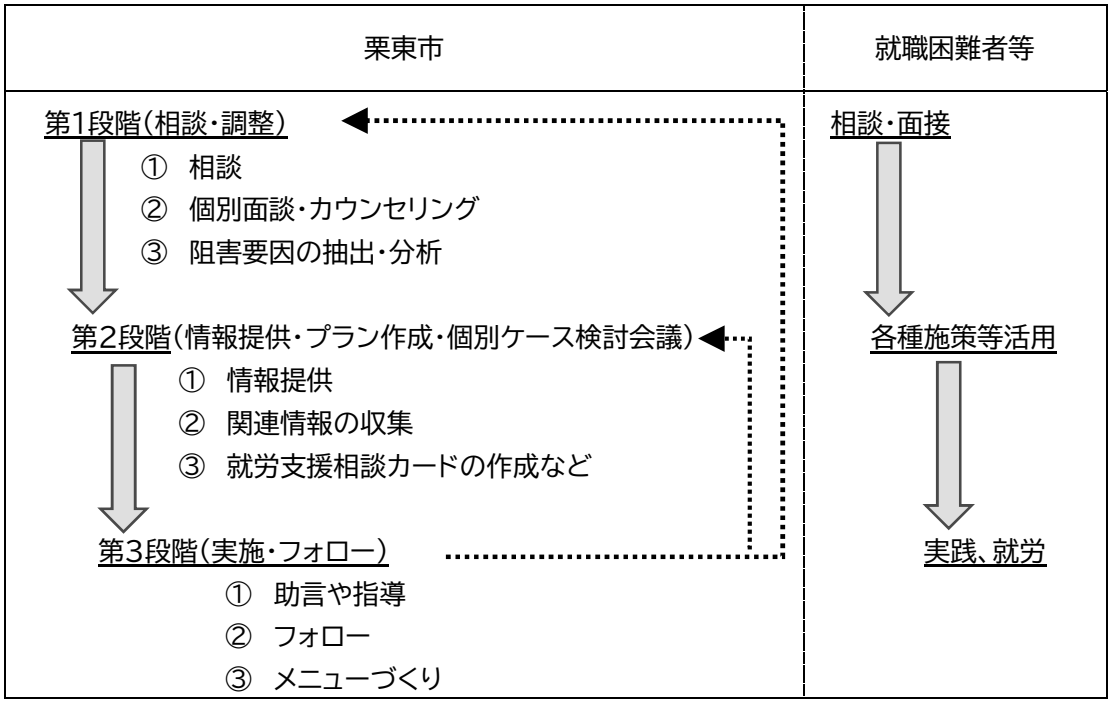

⑴第１段階（相談・調整）

就職困難者等の就労に関する相談を受け、一人ひとりの就労阻害要因の把握に努めます。

①相談（聴取・情報把握・カウンセリング）

○関係各課において、相談を受け応対

②個別面談・カウンセリング

○必要に応じて個別面談・カウンセリングなどを実施

○相談内容により、福祉的就労など関係各課と連携

③阻害要因の抽出・分析

○個別面談の結果などから、一人ひとりの就労阻害要因を抽出・分析

○就労阻害要因の解消ができるような各種施策・制度などの情報収集・整理

⑵第２段階（情報提供・プラン作成・個別ケース検討会議《１回／月・随時》）

就労支援に関する各種施策・サービスなどの情報を含め、就労支援相談カード（P35 様式）、または必要に応じて就職困難者等一人ひとりに適した「就労支援サポートプラン」（P36 様式）を作成します。また、個別ケース検討会議を開き、関係各課で受けた相談内容などの情報の共有を図ります。

①各種情報の提供、利活用の勧奨

○各種情報の提供や職業適性診断など自己分析の実施

○就職困難者等に対する各種施策・制度の利活用を勧奨および関係課への誘導・依頼

②関連情報の収集

○市内および近隣市町の求人情報などの収集

○トライアル雇用や就業体験、職場体験に関する情報の収集

③「就労支援相談カード」

○就労阻害要因や課題などを整理

○必要に応じて一人ひとりに適した「就労支援サポートプラン」を作成

④個別ケース検討会議

○関係各課で受けた相談内容の共有

○就労支援の方針や計画内容について検討・調整

⑶第３段階（実施・フォロー）

就職困難者等に個別メニュー（講座・プログラム）の実践を助言・指導します。また、就職困難者等の就労後の状況、事業全体の有効性などを確認します。

①個別メニューの実行

○個別メニューの実践を助言・指導

○就労体験先の企業・事業所や訓練機関などとの日程調整・連絡網の構築

○就職活動などに向けた個別指導（模擬面接、ハローワークへの誘導など）

② フォロー

○個別ケースの検証・評価の実施

○事業全般の効果測定

○就労後の定期的な訪問・連絡（定着確認、職場環境）

③ メニューづくりなど

○企業・事業所に対する就職困難者等の就労促進を勧奨

○関係各課と他市などとの施策・メニューの照会・情報交換

○就労支援メニューの策定

３．就労支援機能・役割

⑴就労支援に関わる相談窓口（商工観光労政課、社会福祉課など）

＜役　割＞就職困難者等への個別対応、就労への誘導などを担います。

＜内　容＞

①就職困難者等に対して、個別面談などにより「就労支援相談カード」を作成し、就労阻害要因の抽出と整理を行います。

②就職困難者等の相談内容に関わる関係者との連絡・調整を行い、就労に活用できる各種施策に関する情報を就職困難者等に提供します。

③個別ケース検討会議の全体的コーディネートを行います。

④必要に応じて「就労支援サポートプラン」を作成し、就職困難者等に提示し、就労に結びつけます。（ハローワークなどに誘導）

⑤就職困難者等が就労した後の定期的な状況を把握します。

⑵企業・事業所との連携（商工観光労政課）

＜役　割＞企業・事業所との連携、就労の機会・場の創出などを担います。

＜内　容＞

①企業・事業所に対して、公正採用をはじめとする人権啓発を行います。

②企業・事業所と情報交換を行い、雇用・就労機会の支援をします。

⑶個別ケース検討会議（関係各課）

＜役　割＞就職困難者等の就労阻害要因の解消を図るため、形式を問わず必要に応じて開催し、施策等の調整を行います。

＜構成員＞就労支援相談員をはじめ、労政・就労、人権施策、障がい者福祉、社会福祉、生活保護、児童福祉、高齢者福祉、学校教育、少年センターやハローワークなどの関係機関・団体の担当者

＜内　容＞

①一人ひとりの就労阻害要因の解消に適した支援の検討および関係機関との調整を行います。

②個別ケースの評価や取りまとめを行います。

⑷**就労支援事業推進会議**

＜役　割＞就労支援事業全般の推進の総合的な調整を担います。

＜構成員＞庁内および関係機関の就労に関わる責任者など。

＜内　容＞

①就労支援事業の推進に関して関係機関や団体などとの連携関係を構築・維持します。

②就労阻害要因の解消などに資する就労支援事業メニューの企画・立案・調整を行います。

③個別ケースの集約・分析と就労支援事業全般の効果を測定します。

④事業全般の効果測定・評価などをもとに就労支援事業全体の検証・改善を図ります。

≪就労支援事業推進会議　構成機関≫

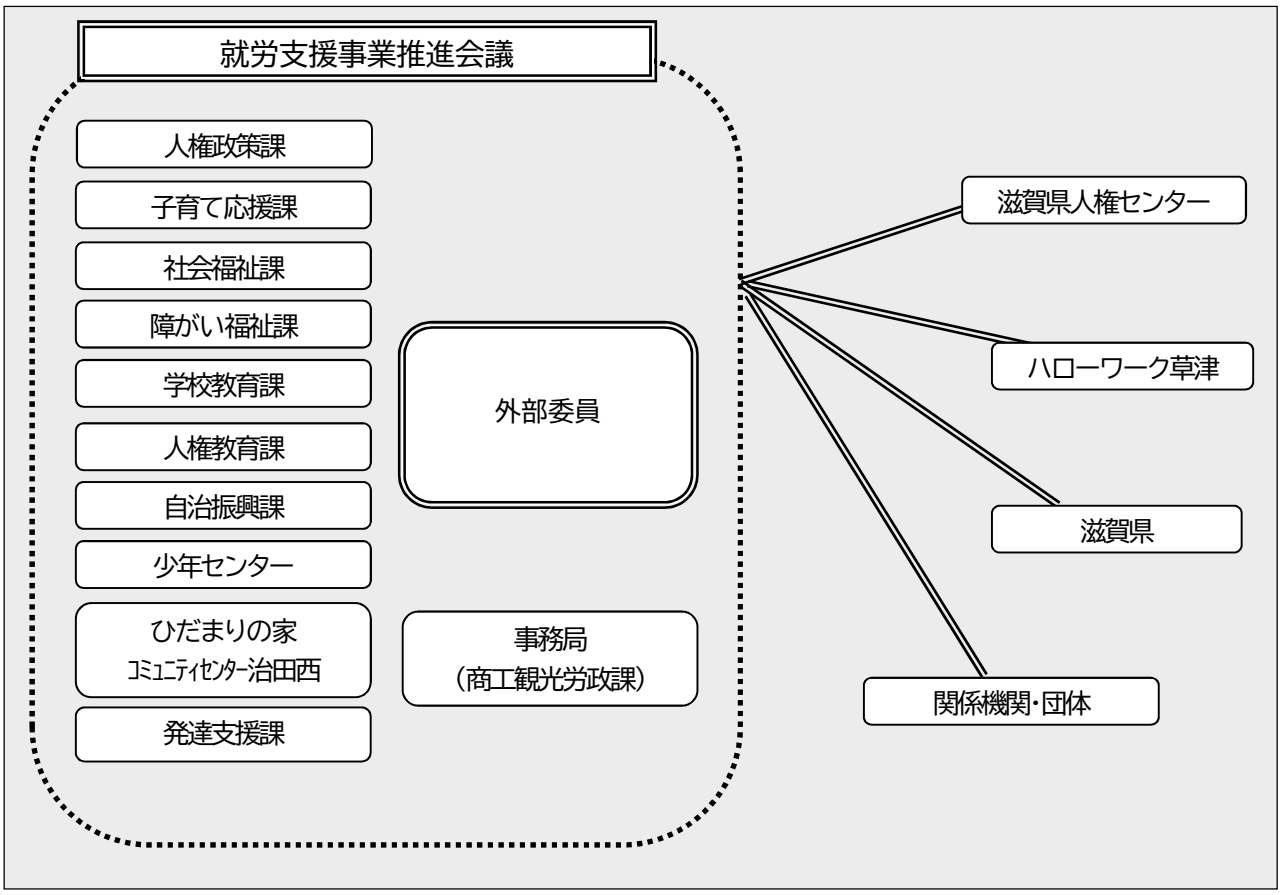

「就職困難者等」を起点とした事業の全体図

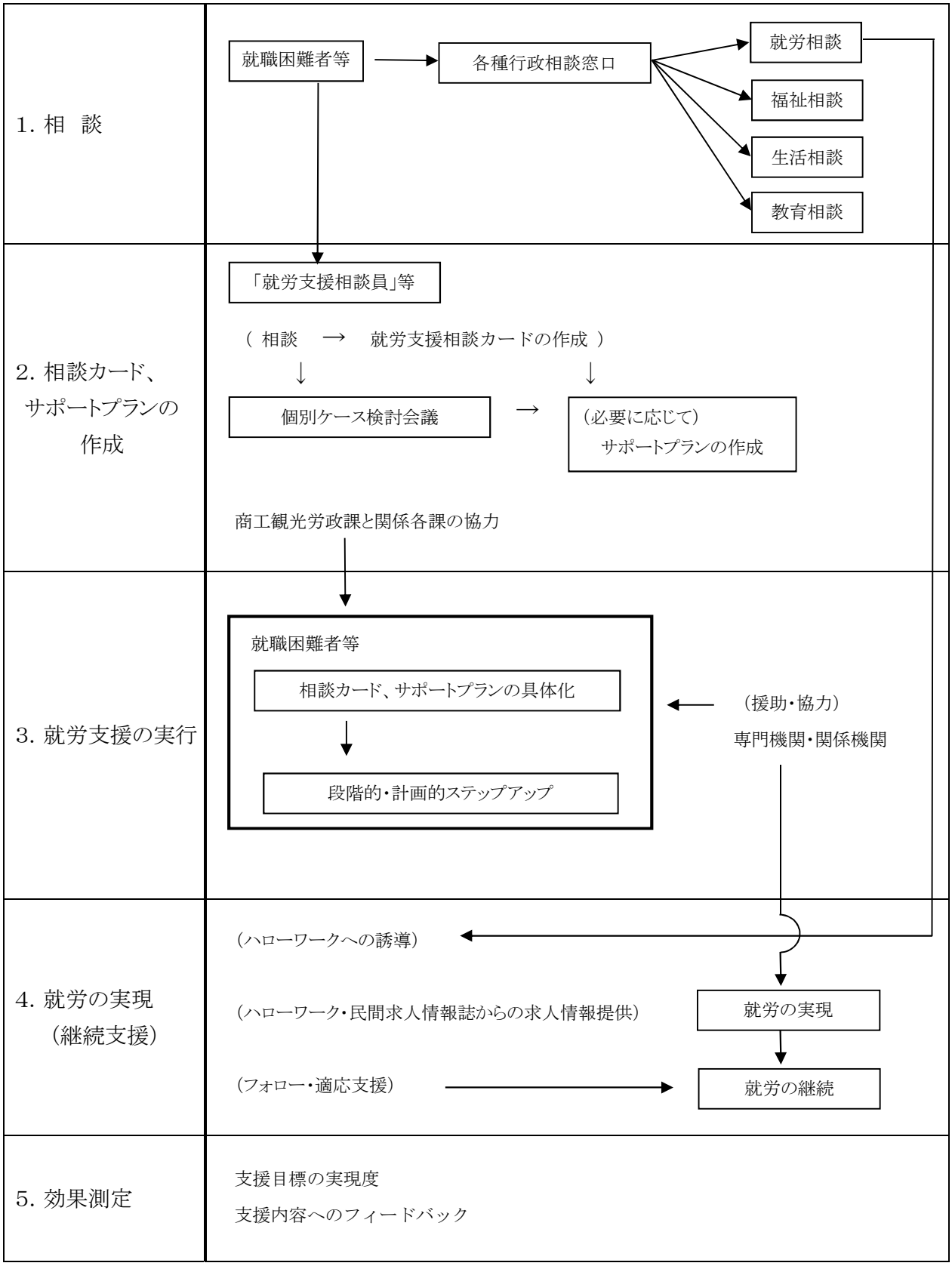

就労支援相談カード

取扱注意

フリガナ					
名　　前		性別	受付日	令和　　年　　月　　日	
住　　所	〒520－		受付者	区分	
			相談経路	原　課	
電話番号	—　　—			担当者	
携帯電話	—　　—		生年月日	昭和･平成　　年　　月　　日	
新聞（求人広告）	見ている　・　見ていない		年齢	歳	
インターネット	求人検索　　可能　・　不可能		職安登録	ある　・　ない	
相談内容（主訴）			就労阻害要因		

希望する就労内容	① 職　　種		できない仕事･やりたくない仕事
	② 勤務形態		
	③ 収　　入		
	④ 勤 務 地		
	⑤ 勤務時間	（　　時間程度）	
	⑥ 休　　日	月・火・水・木・金・土・日・祝（　　）	

免許・資格		
最終学歴	昭和 平成 令和	年　中学　高校　大学　大学院　短大　専門・専修学校 （校名　　）　（ 卒業・中退 ）

職歴	会社名	期間	給与	仕事内容	選択理由	転退職理由

情報提供同意書

私は、上記の個人情報に関して、相談内容解決に関わる他機関との連携上、必要な限度で提供することに同意します。

令和　　年　　月　　日　　氏名（署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

就労支援サポートプラン

作成者		作成日	年　　月　　日

相談者		性別		年齢	歳
主　訴（困っている事柄）					
支援目標					
配慮事項					

対応中支援メニュー

	施　策	機　関	内　容
年　　月～			
年　　月～			

緊急対応メニュー

	項　目	内　容
年　月～		

検討中支援メニュー

	施策・項目	内　容
年　月～		
年　月～		

個別ケース検討会議(関係･専門機関)意見、助言及び提案
年　　月　　日
年　　月　　日
その他特記事項

４．就労支援施策の展開

本市では、国、県などの関係機関と連携を図りながら、就労支援に関わる各種施策・事業などの推進に努めます。

⑴ 就労を関係機関等が一体となって支える事業

本市をはじめ、関係機関や団体、企業・事業所などと連携を図り、就職困難者等の就労に向けて、次の事業を展開していきます。

≪概念イメージ≫

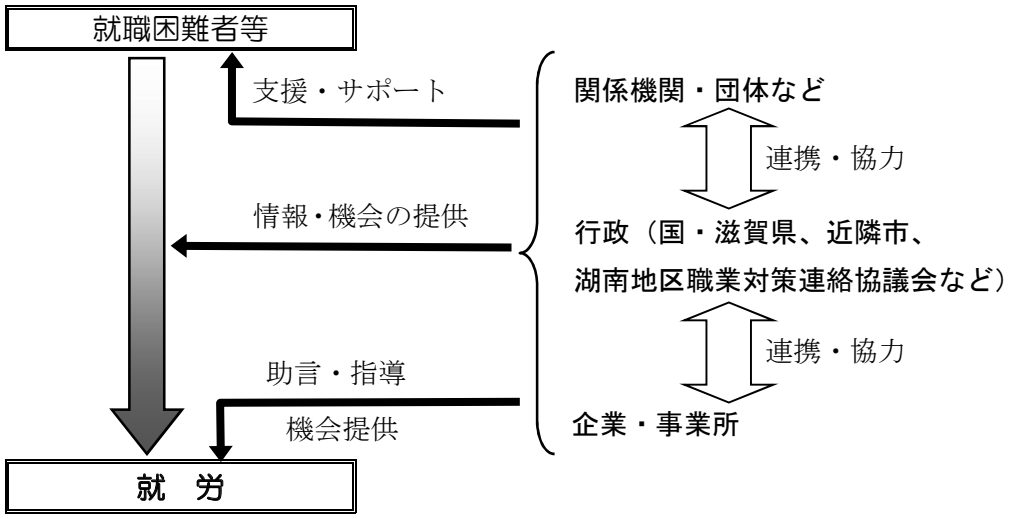

≪主要な事業≫

○就労相談体制の充実

関係課間の情報共有や就労支援相談員の能力向上を目的とした研修をはじめ、就労支援事業の展開に向けて体制を整備・充実していきます。

就職困難者等の適正に合った職業を紹介・提供できるよう、企業アンケートなどを活用し、職場体験などを実施している事業所などの情報を収集します。

○雇用・就労情報の収集・提供

ハローワークインターネットサービスを活用し、最新の求人情報を収集し、提供します。また、ハローワークや商工会などと連携し、企業・事業所が求める人材情報（有資格・技能者など）の提供などにも努めていきます。さらに、就職困難者等が有するさまざまな資格や技能・技術などを整理し、企業・事業所に提供することによって、定着促進・雇用のミスマッチ解消が図れるような仕組みを検討していきます。

○福祉施策の充実

ひとり親家庭の保護者が安心して就労できるよう、保育所や放課後児童健全育成事業などに関する情報の提供を充実します。

また、介護保険施設制度や支援費制度の保健福祉サービスをはじめ、家事や日常生活の支援に関するさまざまな施策・事業・サービスなどに関する情報の収集・提供に努めます。

○身近な専門相談窓口の支援・育成

就職困難者等が身近な場所で気軽に相談できるよう、相談窓口との連携を充実するとともに、情報提供や情報交換に努めていきます。

○各種制度・関係機関の利用促進

就職困難者等が自らの可能性を発見するとともに職業観を醸成し、職業生活に円滑に移行できるよう、ハローワークで実施されているトライアル雇用などの啓発・活用促進に努めます。

○多様な就労相談の機会・場の充実

ハローワークや商工会などと連携し、企業・事務所の求人情報を提供する場・機会を設けるとともに、就職困難者等を対象とする就労支援セミナーの開催などに努めていきます。

(2) 就労の実現に向けて当事者が自らの能力を高める事業

就職困難者等自らが職業観や職業意識の高揚を図り、資格取得や技術・技能の習得に向けて積極的に取り組んでいくべき事業メニューとして、次のような事業・施策を展開していきます。

≪概念イメージ≫

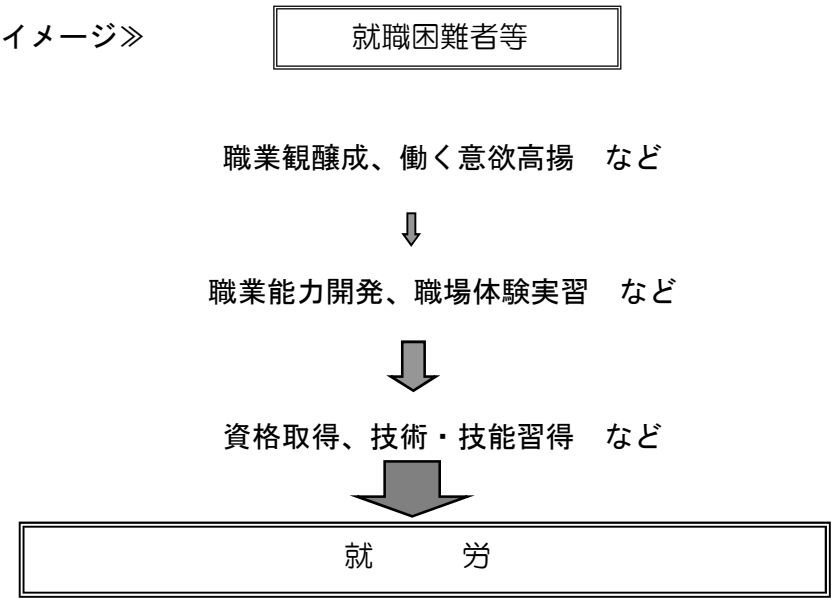

≪主要な事業≫

○職業能力開発講座などの活用促進

○資格取得などのスキルアップ支援の充実

○職業観育成・生涯生活設計づくりの支援

○進路学習・職場体験学習の拡充

(3) 就労の機会・場を確保、創出するために必要な事業

就職困難者等が就労の機会・場を確保するために、次のような事業の展開に努めていきます。

≪主要な事業≫

○就職困難者等の雇用促進

法定雇用率の遵守・達成などを努めるよう啓発していきます。また、人権・同和問題などに関する企業・事業所での研修などの支援に努めます。

○障がい者支援施設等への支援

障がい者就労施設等からの物品・サービスの調達拡大や新たな作業分野の開拓の推進を図り、福祉的就労の場を確保します。また、障がい福祉サービス事業所などのさまざまなノウハウや生産能力などに関する情報を企業・事業所に提供し、新たな事業の受託につながるよう努めます。

○地域資源の活用促進

就職困難者等が身近な地域において就労の場を確保できるよう、各種施策や制度などを活用した事業の取り組みの支援に努めます。

○多様な人材の活用・連携・促進

本市をはじめ、滋賀県内に立地する就労に関わる各種専門機関・組織との連携を強化するとともに、就職困難者等による積極的な活用を働きかけていきます。

第四次栗東市就労支援計画

資料１　用語解説

	用語	記載頁	説明
あ行	アウトソーシング	4	業務の外注のこと。
か行	外国人	3,6 他	日本国籍を有しない者を示す。
	公共職業訓練	28	職業能力開発促進法に基づき、国、都道府県または市町村が、求職者の方や在職者の方などを対象に、職業に必要な技能および知識の習得を目的に行う職業訓練。
	湖南地区職業対策連絡協議会	1,29,37	湖南地区（草津市・守山市・栗東市・野洲市）における出身地に対する歴史的・社会的な偏見を要因とする就職困難者等の就職の機会均等、雇用促進および職業の安定ならびに福祉の向上を図ることを目的に、各視点から支援を行っており、滋賀県、湖南４市、草津公共職業安定所、日本年金機構草津年金事務所、公益財団法人滋賀県人権センター、４市内の学校（中学校、高等学校、特別支援学校、高等技術専門校）で構成されている。
	コミュニケーション	3,4,6	社会のなかで人が互いに意思や感情、思考を伝達し合うこと。言語・文字・身振りなどを媒介として行われる。
さ行	社会資源	5	人々の生活の諸要求の充足や、問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的・人的資源の総称。 「子どものケアに対する社会資源」(P5)は、学童保育所、児童館、ベビーシッターなどを指す。
	社用紙問題	9	企業の採用選考の応募社用紙において、家族の職業や収入、宗教、支持政党、自宅付近の略図などの項目を設け、採用において本人の能力以外の外部的要素で評価する、人権を軽視した採用選考の問題。
	就職	4,9 他	職業に就くこと、雇用されること。
	就職困難者等	1～4,7 8 他	働く意欲がありながら、物理的・心理的・社会的な就労を妨げるさまざまな要因を抱える人。
	就職氷河期世代	1,3,24	1993～2004 年に学校卒業期を迎えた方で、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く方や、さまざまな事情により求職活動をしていない長期無業者など。

	用語	記載頁	説明
さ行	就労	1～3 他	仕事に就くこと、実際に働いている状態のこと。
	就労アセスメント	5	障がいのある方が働きやすい環境を作るため、本人の特性や就労能力の向上を目的とした支援を行うために把握しておくこと。
	就労移行支援事業	4	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある方で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に、生産活動、職場体験等の機会の提供、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行うもの。
	就労阻害要因	1, 3～7, 30～33 他	就労に際して物事をすすめるとき、弊害になる事柄など。
	就労定着支援事業	4	就労移行支援事業等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がいのある方の就労の継続を図るため、企業、福祉サービス事業者、医療機関などとの連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導および助言などの必要な支援を行うもの。
	障害者雇用率	1	身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するもの。
	職業体験	6	中学校等の教育課程の中の特別活動や総合学習などの枠内で、地域社会のさまざまな事業所で、職業の現場を体験すること。
	職場体験	3, 4, 6, 26, 28, 31, 37 38	地域社会のさまざまな事業所で、実習的な就業体験をすること。本計画内では、教育課程外で行われるものを指し示す。
	スーパービジョン	1, 27	就労支援相談員等が指導者（スーパーバイザー）から教育を受ける過程のこと。指導者が援助者と規則的に面接を行い、継続的な訓練を通じて専門的なスキルを向上させることを目的としている。

	用語	記載頁	説明
さ行	生産年齢人口	10	生産活動の中心にいる人口層のことで、15 歳以上65 歳未満の人口。
	ソーシャルスキル	3,4	社会のなかで他人と交わり協調を保って生きるために必要とされる、生活上の能力。社会適応能力。
た行	対象地域	19,23,61,70	旧地域改善対策特別措置法（昭和 57（1982）年法律第 16 号）第 1 条に規定する地域
	地域福祉	5,22	福祉や保健などの多様な生活課題に、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して解決に取り組む考え方のこと。
	トライアル雇用	3,4,6,25,28 31,38	ハローワーク（公共職業安定所）の紹介によって特定の労働者を短期間（最大３か月）の契約期間を設けて雇用し、企業側と労働者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まるという制度のこと。企業は本採用に至るとハローワークから助成金（トライアル雇用助成金）を受け取ることができる。
な行	能力	2～6 8,23～25 他	本計画内では、一人ひとりの個性や特性を活かし、就労のそれぞれの場面において、最大限持てる力を発揮できることとして用いる。
は行	発達障がい	1,3,66	一般的には、通常低年齢において発現する自閉スペクトラム症、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいのこと。
	非労働力人口	11,53	15 歳以上で、収入を伴う仕事をしていない人のうち、休業者および完全失業者以外の人。
	不安定就労者	3,24,65	本計画内では、待遇や労働条件などに困難な課題がある労働者を指し示す。
ら行	リーマンショック	1	2008 年にアメリカの投資銀行大手「リーマン・ブラザーズ」が倒産したことをきっかけに起こった世界的な金融・経済危機のこと。「雇い止め」や、「派遣切り」などが行われ、完全失業率は 2009 年 7 月に 5.5%に達した。
	労働力人口	11,53	労働の意思と労働可能な能力を持った 15 歳以上の人口。

	用語	記載頁	説明
英字	SDGｓ(エスディージーズ) Sustainable Development Goals	2	2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind)」ことを誓っている。 SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

第四次栗東市就労支援計画

資料２　策定経過

令和２年８月２５日　　栗東市就労支援事業推進会議（第１回）
　　○第三次栗東市就労支援計画について（振り返り）

１０月１４日　栗東市就労支援事業推進会議（第２回）
　　○第四次栗東市就労支援計画（骨子案）趣旨説明

１２月２日　　栗東市就労支援事業推進会議（第３回）
　　○第四次栗東市就労支援計画（案）提示

１２月２３日～令和３年１月１９日
　　パブリックコメント実施

令和３年２月１０日　　栗東市就労支援事業推進会議（第４回）　書面開催
　　○パブリックコメントに対する対応と最終計画案の決定

第四次栗東市就労支援計画
資料３　滋賀県の雇用・就労状況、就職困難者等の状況

⑴滋賀県の雇用・就労の状況

【図表 S1　滋賀県の人口の推移】　（各年１０月１日現在）

	平成 28 年（2016 年）	平成 29 年（2017 年）	平成 30 年（2018 年）	令和元年（2019 年）	令和 2 年（2020 年）	2020 年／2016 年
総　数	1,415,536	1,412,956	1,412,881	1,413,959	1,412,415	99.78%
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
0～14 歳	203,913	198,959	196,767	194,451	192,305	94.31%
	14.4%	14.1%	13.9%	13.8%	13.6%	
15～64 歳	849,813	846,499	843,045	842,151	837,825	98.59%
	60.0%	59.9%	59.7%	59.6%	59.3%	
65 歳以上	348,157	353,629	359,200	363,488	368,416	105.82%
	24.6%	25.0%	25.4%	25.7%	26.1%	
75 歳以上	165,302	170,191	175,726	181,648	184,574	111.66%
	11.7%	12.0%	12.4%	12.8%	13.1%	
年齢不詳	13,653	13,869	13,869	13,869	13,869	101.58%
	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	

資料：滋賀県ホームページ

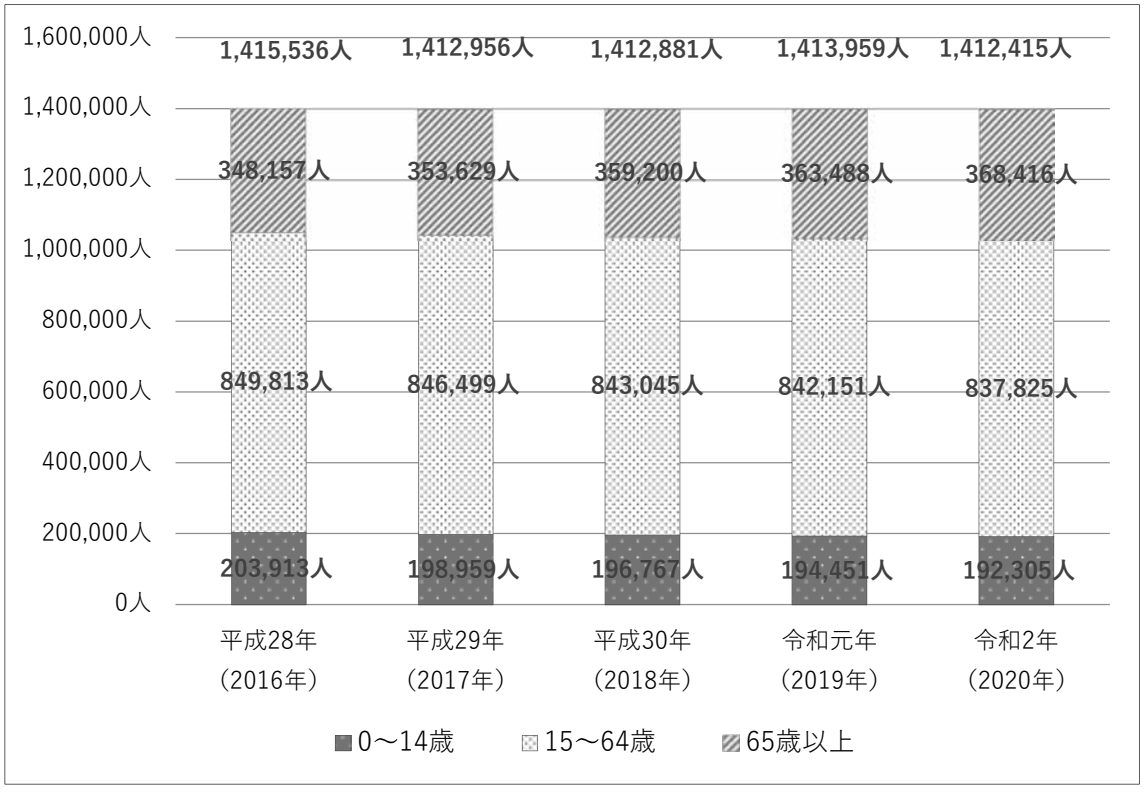

【図表 S2　滋賀県の労働力人口】

年齢		総数	労働力人口					非労働力人口				不詳
			総数	就業者総数	主に仕事	休業者	完全失業者数	総数	家事	通学	その他	
平成12年(2000年)	総数	1,122,181	694,874	669,487	561,281	8,584	25,387	416,563	205,684	89,629	121,250	
	15～29	286,516	168,327	158,547	139,699	1,931	9,780	114,001	19,605	89,125	5,271	
	30～39	176,984	135,383	131,452	113,436	1,694	3,931	39,982	36,862	312	2,808	
	40～49	177,035	149,563	146,774	121,643	1,037	2,789	26,246	23,531	57	2,658	
	50～59	194,184	153,941	149,856	127,698	1,621	4,085	39,134	33,359	56	5,719	
	60～64	71,910	39,658	36,433	28,142	694	3,225	31,695	20,712	27	10,956	
	65歳～	215,552	48,002	46,425	30,663	1,607	1,577	165,505	71,615	52	93,838	
平成17年(2005年)	総数	1,165,990	714,215	680,478	557,256	10,010	33,737	431,505	188,866	83,729	158,910	
	15～29	260,294	151,271	139,149	118,350	1,949	12,122	100,804	15,456	82,773	2,575	
	30～39	201,313	156,238	149,246	128,220	2,525	6,992	40,120	37,633	641	1,846	
	40～49	170,333	144,841	140,715	113,711	1,121	4,126	22,962	21,197	132	1,633	
	50～59	199,302	158,921	153,530	127,417	1,776	5,391	38,341	34,032	73	4,236	
	60～64	85,330	48,457	45,258	34,620	935	3,199	36,176	22,940	32	13,204	
	65歳～	249,418	54,487	52,580	34,938	1,704	1,907	193,102	57,608	78	135,416	
平成22年(2010年)	総数	1,186,371	709,602	673,612	555,609	10,998	35,990	434,164	198,615	78,847	156,702	42,605
	15～29	233,775	132,825	122,932	103,133	1,804	9,893	91,341	11,532	77,820	1,989	9,609
	30～39	204,902	161,132	153,393	134,599	3,018	7,739	35,519	32,993	613	1,913	8,251
	40～49	180,283	150,831	145,218	120,458	1,206	5,613	23,327	21,421	149	1,757	6,125
	50～59	173,656	139,486	134,027	112,216	1,357	5,459	29,950	26,630	65	3,255	4,220
	60～64	104,967	64,038	59,671	46,799	1,120	4,367	38,462	26,947	46	11,469	2,467
	65歳～	288,788	61,290	58,371	38,404	2,493	2,919	215,565	79,092	154	136,319	11,933
平成27年(2015年)	総数	1,195,597	702,431	677,976	550,694	11,378	24,455	449,748	171,130	77,884	200,734	43,418
	15～29	219,871	117,556	111,130	91,887	1,719	6,426	88,415	8,407	76,958	3,050	13,900
	30～39	178,218	141,555	136,430	118,414	3,419	5,125	27,477	24,516	569	2,392	9,189
	40～49	203,427	170,007	165,155	135,775	1,428	4,852	24,242	21,200	173	2,869	9,178
	50～59	166,643	137,909	134,490	111,384	1,240	3,419	24,220	20,652	64	3,504	4,514
	60～64	89,561	58,053	55,758	43,847	865	2,295	29,891	20,061	43	9,787	1,617
	65歳～	337,877	77,351	75,013	49,387	2,707	2,338	255,503	76,294	77	179,132	5,023

資料：国勢調査

【図表 S3　滋賀県の産業分類別就業者数】

産業	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
総数	669,487	680,478	673,612	677,976
農業	22,213	24,133	17,380	16,971
林業	530	366	648	497
漁業	775	646	520	467
鉱業	304	196	178	－
鉱業，採石業，砂利採取業	－	－	－	163
建設業	56,276	50,194	41,751	39,953
製造業	202,951	183,932	178,658	180,788
電気・ガス・熱供給・水道業	3,789	2,917	2,818	2,873
運輸・通信業	36,841	－	－	－
情報通信業	－	8,249	8,015	8,468
運輸業	－	29,911	－	－
運輸業，郵便業	－	－	32,427	31,699
卸売業・小売業、飲食業	129,818	－	－	－
卸売業，小売業	－	107,326	99,093	95,455
宿泊業、飲食サービス業	－	29,441	34,766	35,144
金融業、保険業	14,924	14,174	14,077	13,827
不動産業	4,758	5,808	－	－
不動産業，物品賃貸業	－	－	7,963	9,155
サービス業	166,309	－	－	－
学術研究，専門・技術サービス業	－	－	18,193	17,840
生活関連サービス業，娯楽業	－	－	23,489	22,935
教育，学習支援業	－	32,162	32,394	34,005
医療，福祉	－	56,555	66,323	78,390
複合サービス事業	－	7,928	4,719	5,844
サービス業(他に分類されないもの)	－	93,877	34,190	36,379
公務（他に分類されるものを除く）	22,038	23,038	21,762	22,474
分類不能の産業	7,961	9,625	34,248	24,649

資料：国勢調査

【図表 S4　滋賀県の夜間人口・昼間人口】

		平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
夜間人口		1,342,253	1,379,137	1,410,777	1,412,916
従業も通学もしていない		445,627	477,247	481,078	486,383
自宅で従業		78,840	72,268	59,247	57,428
流出人口	他県で従業・通学	93,802	95,153	90,657	95,779
流入人口	他県に常住	41,651	43,291	43,182	46,579
昼間人口		1,290,102	1,327,275	1,363,302	1,363,716
昼間人口比率		96.1%	96.2%	96.6%	96.5%

資料：国勢調査

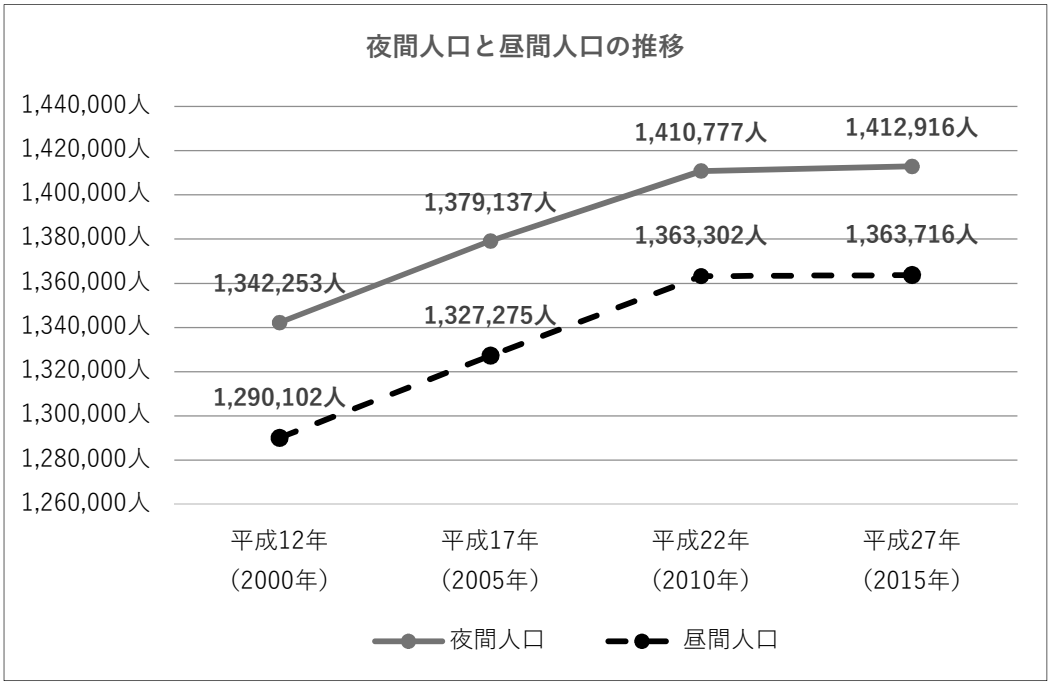

⑵滋賀県の就職困難者等の状況

【図表 S5　滋賀県の身体障害者手帳所持者数（18 歳以上)】　　（各年度末現在）

		平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
視力障害	1級	1,080	1,037	1,048	1,067	1,039
	2級	1,004	1,012	1,026	1,055	1,084
	3級	205	205	197	194	192
	4級	246	245	247	254	247
	5級	412	415	412	398	388
	6級	214	202	195	186	163
	計	3,161	3,116	3,125	3,154	3,113
聴覚・平衡障害	1級	211	209	213	212	210
	2級	1,131	1,131	1,114	1,105	1,090
	3級	516	499	507	515	470
	4級	681	717	737	744	751
	5級	30	32	38	39	38
	6級	1,364	1,355	1,404	1,414	1,422
	計	3,933	3,943	4,013	4,029	3,981
音声・言語障害	1級	69	65	68	64	58
	2級	53	53	59	50	49
	3級	333	336	341	345	330
	4級	156	165	164	170	164
	計	611	619	632	629	601

		平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
肢体不自由	1級	4,272	4,221	4,238	4,297	4,215
	2級	5,039	4,956	4,970	4,910	4,824
	3級	5,601	5,511	5,411	5,287	5,104
	4級	8,830	8,675	8,520	8,413	8,104
	5級	4,397	4,431	4,503	4,529	4,491
	6級	1,335	1,434	1,502	1,569	1,630
	計	29,474	29,228	29,144	29,005	28,368
内部障害	1級	10,090	10,401	10,476	10,367	10,087
	2級	130	133	165	193	217
	3級	1,708	1,674	1,860	2,125	2,405
	4級	3,347	3,410	3,562	3,790	3,904
	計	15,275	15,618	16,063	16,475	16,613
総数	1級	15,722	15,933	16,043	16,007	15,609
	2級	7,357	7,285	7,334	7,313	7,264
	3級	8,363	8,225	8,316	8,466	8,501
	4級	13,260	13,212	13,230	13,371	13,170
	5級	4,839	4,878	4,953	4,966	4,917
	6級	2,913	2,991	3,101	3,169	3,215
	計	52,454	52,524	52,977	53,292	52,676

資料：滋賀県障害福祉課・大津市障害福祉課

【図表 S6　滋賀県の療育手帳所持者数(18 歳以上)】　　(各年度末現在)

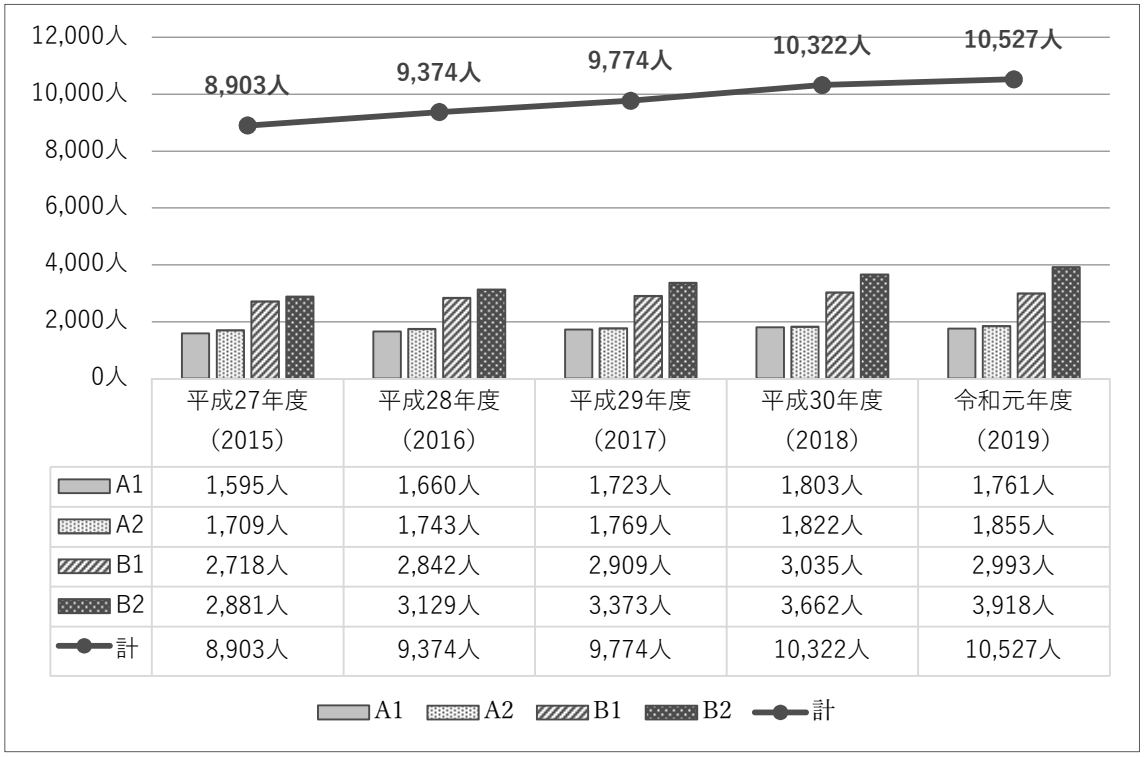

	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
A1	1,595人	1,660人	1,723人	1,803人	1,761人
A2	1,709人	1,743人	1,769人	1,822人	1,855人
B1	2,718人	2,842人	2,909人	3,035人	2,993人
B2	2,881人	3,129人	3,373人	3,662人	3,918人
計	8,903人	9,374人	9,774人	10,322人	10,527人

資料：滋賀県障害福祉課

【図表 S7　滋賀県の精神障害者保険福祉手帳所持者数(全年齢)】　　(各年度末現在)

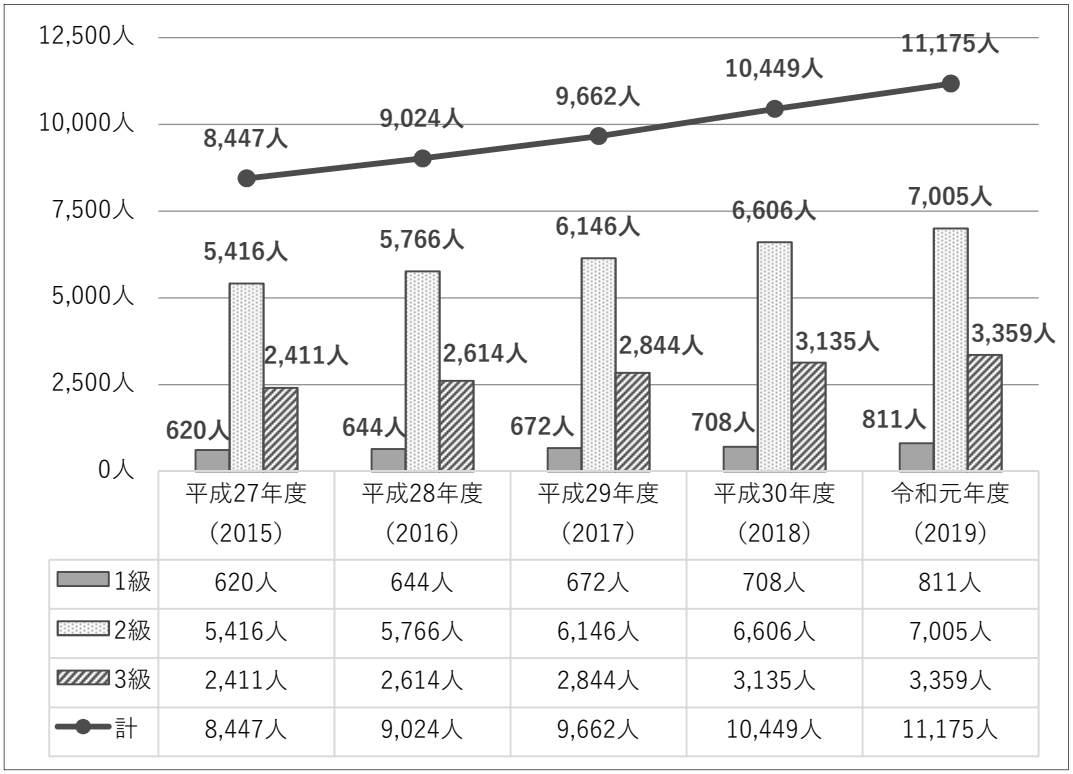

	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
1級	620人	644人	672人	708人	811人
2級	5,416人	5,766人	6,146人	6,606人	7,005人
3級	2,411人	2,614人	2,844人	3,135人	3,359人
計	8,447人	9,024人	9,662人	10,449人	11,175人

資料：滋賀県立精神保健福祉センター

【図表 S8　滋賀県の特定医療費（指定難病）受給者数(20 歳以上)】　（各年度末現在）

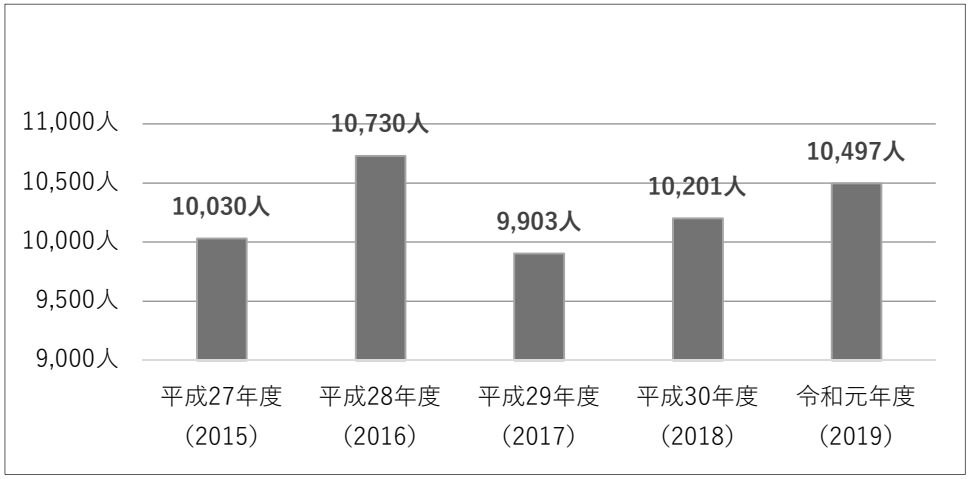

資料：滋賀県健康寿命推進課

【図表 S9　滋賀県の児童扶養手当受給者数】　（各年度末現在）

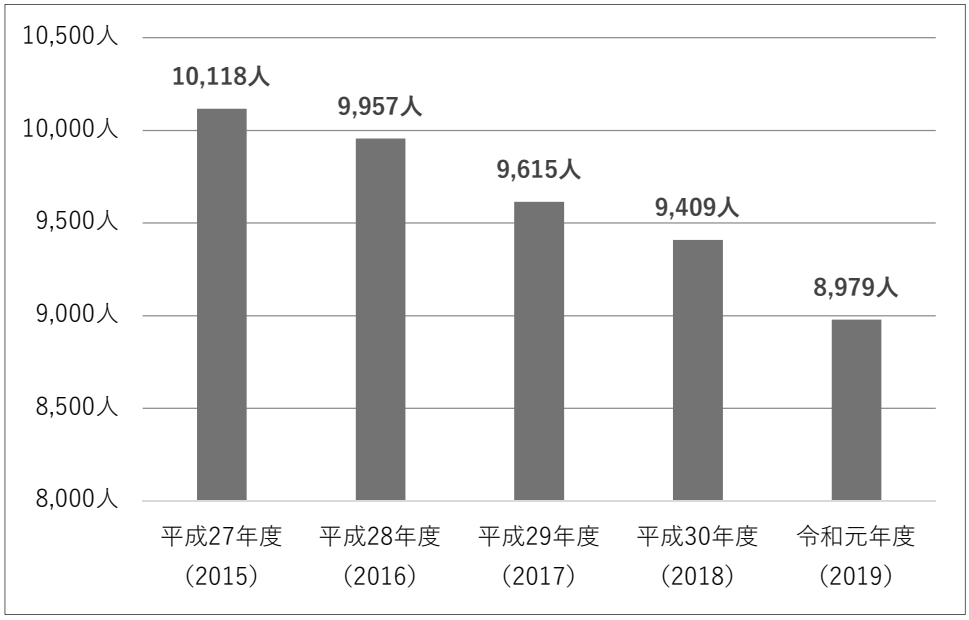

資料：滋賀県子ども・青少年局家庭支援推進室

大津市子ども家庭課

【図表 S10　滋賀県の特別児童扶養手当受給者数】　（各年度末現在）

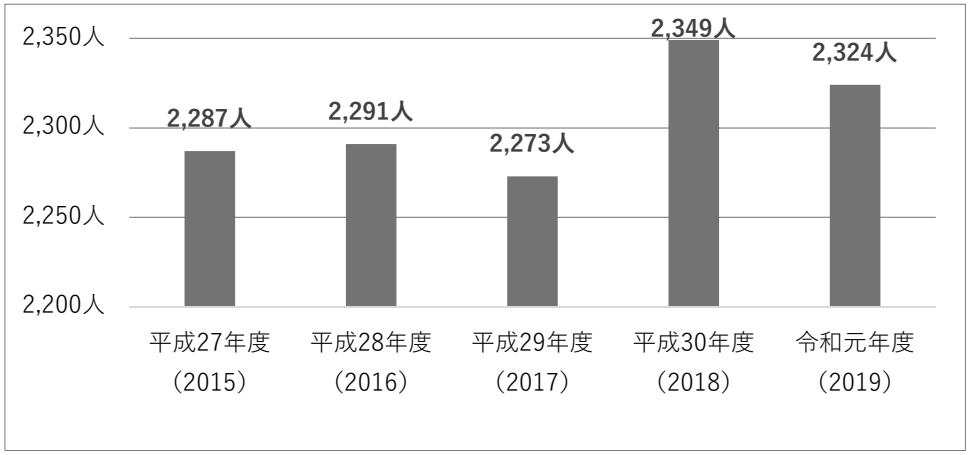

資料：滋賀県子ども・青少年局家庭支援推進室

【図表 S11　滋賀県の母子・父子家庭の状況】　（各年度末現在）

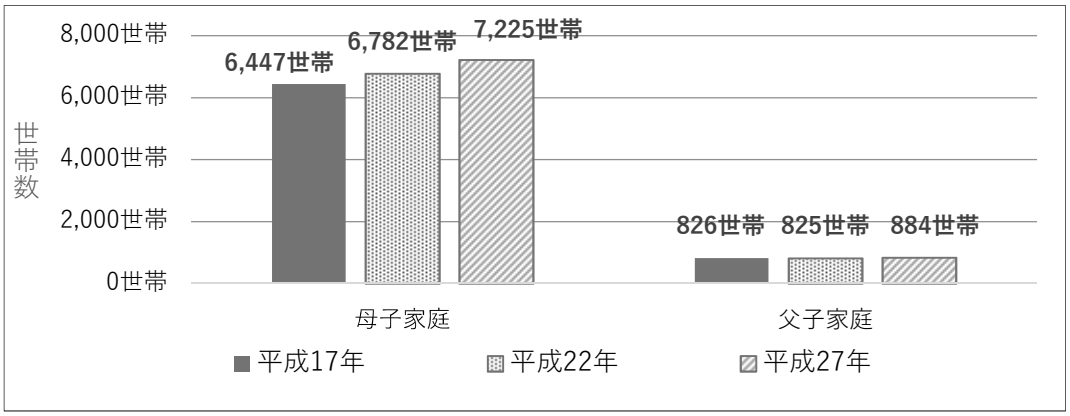

	平成 17 年 (2005 年)		平成 22 年 (2010 年)		平成 27 年 (2015 年)	
	母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭
総　　数	6,447 世帯	826 世帯	6,782 世帯	825 世帯	7,225 世帯	884 世帯
全世帯に占める割合	1.3%	0.1%	1.3%	0.2%	1.3%	0.2%
人員数	17,434 人	2,196 人	18,229 人	2,177 人	19,230 人	2,285 人
6 歳未満の 子どものいる世帯	1,479 世帯	91 世帯	1,268 世帯	72 世帯	1,279 世帯	64 世帯
一世帯あたりの 子どもの人数	1.7 人	1.7 人	1.6 人	1.6 人	1.6 人	1.5 人
（参考）全世帯数	477,645 世帯		517,049 世帯		536,706 世帯	

資料：国勢調査

【図表 S12　滋賀県の外国人人口】　（各年度末現在）

	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
ブラジル	7,173	7,553	7,934	8,525	9,209
中国	4,515	4,555	4,701	4,967	5,581
ベトナム	913	1,400	2,106	3,325	5,003
韓国・朝鮮	4,802	4,654	4,567	4,553	4,467
フィリピン	2,204	2,246	2,294	2,428	2,599
ペルー	1,468	1,485	1,484	1,497	1,525
インドネシア	539	732	816	1,060	1,323
その他	2,219	2,415	2,631	2,908	3,288
総 数	23,833	25,040	26,533	29,263	32,995

資料：滋賀県ホームページより

【図表 S13　滋賀県の生活保護世帯・人員数】　（各年度末現在）

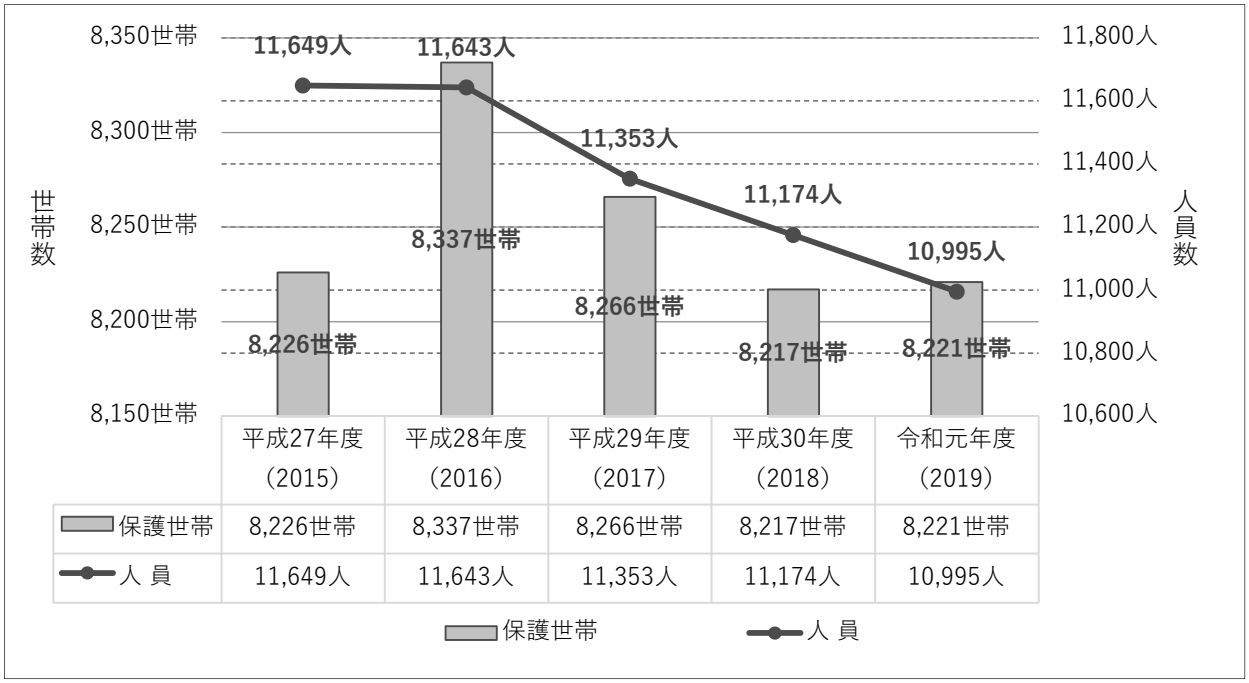

資料：滋賀県健康福祉政策課

【図表 S14　県内公立・私立高等学校等中途退学者及び大学等進学率】　（各年度末現在）

		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
全生徒	生徒数	38,014	37,953	37,919	37,681	38,008
	中途退学者数	346	247	229	267	249
	中途退学率	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.7%
	卒業者数	12,024	12,313	12,480	12,022	12,385
	大学進学者数	5,954	6,149	6,366	6,135	6,214
	大学進学率	49.5%	49.9%	51.0%	51.0%	50.2%
＊対象地域	生徒数	476	484	473	452	422
	中途退学者数	13	10	4	9	4
	中途退学率	2.7%	2.1%	0.8%	2.0%	0.9%
	卒業者数	166	146	179	137	146
	大学進学者数	39	44	40	38	32
	大学進学率	23.5%	30.1%	22.3%	27.7%	21.9%

資料：公益財団法人滋賀県人権センター

※全日制高等学校・定時制高等学校・特別支援学校の統計です。

※大学進学者数には、高等学校専攻科・特別支援学校高等部専攻科への進学者も含まれています。

＊対象地域…旧地域改善対策特別措置法（昭和 57（1982）年法律第 16 号）第 1 条に規定する地域

【図表 S15　新規高等学校卒業者（滋賀県）の職業紹介状況推移】　（各年度末現在）

		平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
求職者数	(人)	2,267	2,200	2,336	2,310	2,305
	前年比(%)	3.0%	−3.0%	6.2%	−1.1%	−0.2%
求人数	(人)	3,258	3,631	4,063	4,676	4,994
	前年比(%)	15.0%	11.4%	11.9%	15.1%	6.8%
求人倍率	(倍)	1.44	1.65	1.74	2.02	2.17
就職内定者数	(人)	2,222	2,166	2,319	2,289	2,283
就職内定率	(%)	98.0%	98.5%	99.3%	99.1%	99.0%
未就職者数	(人)	45	34	17	21	22

資料：滋賀労働局職業安定部職業安定課

第四次栗東市就労支援計画

資料４　関連法令

（1）労働法の体系について

○ 労働者の生活や権利を守るためのもの

①労働条件の基準に関するもの

- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
- 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成 4 年法律第 90 号）

②雇用の確保・安定のためのもの

- 労働施策総合推進法（昭和 41 年法律第 132 号）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）
- 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）
- 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）

③労働・社会保険に関するもの

- 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）

④労働者の福祉の増進に関するもの

- 中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）
- 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成 13 年法律第 112 号）
- 勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）
- 公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）
- 労働審判法（平成 16 年法律第 45 号）

○ 労働者が団結して行動することについて定めたもの

- 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- 労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）

（2）計画の対象者に関わる法令等　（（1）と重複あり）

○ 障がい者

・障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）
・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）
・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）
・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
・発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）

○ ひとり親（母子・父子）家庭の保護者

・母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成 24 年法律第 92 号）

○ 出身地に対する歴史的・社会的な偏見

・部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）

○ 学卒無業者・若年者

・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）

○ 外国人

・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号）
・外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成 19 年厚生労働省告示第 276 号）※雇用対策法第 9 条の規定に基づく指針

○ 不安定就労者

・労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）

○ その他

・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）
・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）
・生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）

（3）近年、制定・改正されたものの概要

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（略称：ヘイトスピーチ解消法）（平成 28 年法律第 68 号）

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本的施策として相談体制の整備、教育の充実、啓発活動の実施を定めた法律。

部落差別の解消の推進に関する法律（略称：部落差別解消推進法）（平成 28 年法律第 109 号）

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とした法律。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）（平成 25 年法律第 65 号）

平成 28 年 4 月 1 日から施行された。障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本方針、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めた法律。

障害者の雇用の促進等に関する法律（略称：障害者雇用促進法）（昭和 35 年法律第 123 号）

平成 25 年法律第 46 号により一部改正され、平成 28 年 4 月 1 日から施行（一部、公布日または平成 30 年 4 月 1 日より施行）された。雇用分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助等について定めるとともに、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることとした（平成 30 年 4 月 1 日より）。

発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなどの発達障がいを持つ者に対する援助等について定めた法律。平成 28 年法律第 5 号により一部改正され、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援が行われることとなり、教育・福祉・医療・労働などが緊密に連携することが求められる。

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（平成 31 年滋賀県条例第 8 号）

平成 31 年 4 月 1 日から一部施行（同年 10 月 1 日全部施行）された。障害を理由とする差別の解消の推進ならびに障害者の自立および社会参加に向けた取組について基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とした滋賀県条例。

滋賀県障害者プラン　計画期間：令和 3(2021）年度～令和 8(2026）年度の 6 年間

障害者基本法に基づく障がい者計画、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画および児童福祉法に基づく障がい児福祉計画を一体的に滋賀県が定めるもの。

障がいのある人が望む暮らしを実現できるよう、障がいのある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合うことができる共生社会の実現に向け、令和 3 年 3 月に「滋賀県障害者プラン 2021」が策定された。

第四次栗東市就労支援計画
資料５　就労に関する相談窓口

≪栗東市の相談窓口≫

機　関　名	担当係	電話番号など
	内　　容	
商工観光労政課 （栗東市役所　2階）	労政・就労推進係	電話　077-551-0104 ＦＡＸ　077-551-0148
	一般就労全般の相談と支援 （栗東市就労支援計画に基づく）	
	コミュニティセンター 治田西	電話　077-553-7633 ＦＡＸ　077-553-0650
	職業安定協力員による対象地域住民への就労支援	
子育て応援課 （栗東市役所　1階）	児童・家庭福祉係	電話　077-551-0114 ＦＡＸ　077-552-9320
	ひとり親家庭の就労・生活支援等、子どもに関する相談	
障がい福祉課 （栗東市役所　1階）	自立支援係 障がい福祉係	電話　077-551-0304 電話　077-551-0113 ＦＡＸ　077-553-3678
	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の障がい福祉サービス等の利用相談	
社会福祉課 （栗東市役所　1階）	生活困窮者自立支援係 保護係	電話　077-551-0118 電話　077-551-0490 ＦＡＸ　077-553-3678
	生活困窮者の就労支援等、生活保護受給者の就労支援等	
ひだまりの家 （栗東市十里 399-3）	ひだまりの家	電話　077-552-1000 ＦＡＸ　077-552-1154
	職業安定推進員等による対象地域住民への就労支援	
栗東市少年センター （栗東市学習支援センター 1階）	栗東市少年センター	電話　077-551-0141 ＦＡＸ　077-552-5544
	無職少年対策指導員による若年者を対象とした就労相談	

≪栗東市以外の相談窓口≫

機　関　名	場　所	電話番号など
	内　　容	
ハローワーク草津 （公共職業安定所）	草津市野村五丁目 17-1	電話　077-562-3720 ＦＡＸ　077-562-9692
	職業相談、職業紹介、職業訓練、求人検索、雇用保険等の手続	
ジョブプラザ守山 （地域職業相談室）	守山市梅田町２-1-301 （セルバ守山２階）	電話　077-583-8739 ＦＡＸ　077-581-1590
	職業相談、職業紹介、求人検索	
しがジョブパーク	草津市西渋川 1-1-14 （行岡第１ビル４階）	電話　077-563-0301 ＦＡＸ　077-563-0304
	職業相談、職業紹介、求人検索、セミナー開催、カウンセリング	
シニアジョブステーション滋賀	大津市梅林 1-3-10	電話　077-521-5421 ＦＡＸ　077-521-5455
	中高年齢者（概ね４５歳以上）の就労支援	
しがアクティブシニア相談窓口	草津市大路１－１－１（エルティ９３２・ガーデンシティ草津３階）	電話　077-567-3925 ＦＡＸ　077-567-3928
	高年齢者の就労や地域活動の推進	
滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前	草津市大路１－１－１（エルティ９３２・ガーデンシティ草津３階）	電話　077-598-1480
	女性の就労相談、職業紹介、求人検索	
湖南地域働き・暮らし応援センター「りらく」 （湖南地域障害者就業･生活支援センター）	草津市大路 2-11-15	電話　077-567-1120 ＦＡＸ　077-567-1199
	障がい者の就労支援・生活支援および事業所等の支援	
高齢・障害・求職者雇用支援機構　滋賀支部 滋賀障害者職業センター	草津市野村二丁目 20-5	電話　077-564-1641 ＦＡＸ　077-564-1663
	障がい者の職業相談、就職準備や就職後の定着支援、関係機関および事業主への助言等	
高齢･障害･求職者雇用支援機構滋賀支部 高齢・障害者業務課	大津市光が丘町 3-13 （ポリテクセンター滋賀内）	電話　077-537-1214 ＦＡＸ　077-537-1215
	障がい者雇用に関する事業主への支援 （障害者雇用納付金及び助成金の受付、講習会等各種イベントによる県民への啓発活動の実施）	

機　関　名	場　所	電話番号など
	内　　容	
栗東市シルバー人材センター	栗東市小野 452-1	電話　077-552-4001 ＦＡＸ　077-552-5197
	高年齢者の就業相談・子育て支援等	
滋賀労働局雇用環境・均等室 （総合労働相談コーナー）	大津市打出浜 14-15 （滋賀労働総合庁舎４階）	電話　077-523-1190 (077-522-6648) ＦＡＸ　077-527-3277
	妊娠、出産、育児、介護休業等を理由とする不利益取扱い（いわゆる「マタハラ」）、職場におけるセクシュアルハラスメント、職場のパワーハラスメント、解雇、雇止め、労働条件の変更、いじめ・嫌がらせなどの労働相談等	
滋賀県労働相談所	大津市打出浜 2-1 （「コラボしが 21」6 階）	電話　0120-967164 (077-511-1402) ＦＡＸ　077-511-1402
	労働条件の疑問やトラブルなどの相談をはじめ労働問題全般に対応 ※フリーダイヤルは滋賀県内の固定・公衆電話からのみ利用可能	
大津総合労働相談コーナー	大津市打出浜 14-15 滋賀労働総合庁舎 3 階 （大津労働基準監督署内）	電話　077-501-3976 ＦＡＸ　077-522-6252
	解雇、雇止め、労働条件の変更、いじめ・嫌がらせなどの労働相談	
滋賀県人権センター 人権相談室	滋賀県大津市におの浜 4 丁目 1-14	電話　077-527-3885 ＦＡＸ　077-522-8289
	差別や人権に関する問題や、雇用に関する相談	

第四次栗東市就労支援計画

発行年月日　令和３（２０２１）年３月
編集・発行　栗東市役所　商工観光労政課

〒520-3088　滋賀県栗東市安養寺一丁目 13-33
TEL:077-551-0104　　FAX:077-551-0148